

厚生文教常任委員会

令和2年6月22日

葛城市議会

厚生文教常任委員会

1. 開会及び閉会 令和2年6月22日(月) 午前9時30分 開会
午後4時37分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員 委員長 西井 覚
副委員長 奥本 佳史
委員 梨本 洪珪
" 吉村 始
" 谷原 一安
" 内野 悦子
" 西川 弥三郎

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員 議長 下村 正樹
議員 松林 謙司
" 川村 優子
" 増田 順弘

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長 阿古 和彦
副市長 溝尾 彰人
市民生活部長 前村 芳安
市民窓口課長 増井 朋子
" 補佐 古川 雅博
保険課長 新澤 明子
" 補佐 葛本 康彦
環境課長 庄田 康則
" 補佐 西川 勝也
クリーンセンター所長 白澤 真治
" 補佐 津本 佳成
保健福祉部長 森井 敏英
長寿福祉課長 中井 智恵
" 補佐 村田 良作

こども未来創造部長	井上理恵
子育て福祉課長	吉村浩尚
〃 補佐	芳仲栄治
〃 補佐	石岡千寿
教育部長	吉井忠
教育委員会理事	西川育子
教育総務課長	村田真也
〃 補佐	勝浪栄次
学校給食センター所長	油谷知之
中央公民館長	吉田賢二
体育振興課長	植田和明
〃 補佐	西井満良

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩永睦治
書記	和田善弘
〃	高松和弘
〃	福原有美

7. 付議事件（付託議案の審査）

- 議第51号 葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて
- 議第52号 葛城市手数料条例の一部を改正することについて
- 議第53号 葛城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 議第54号 葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 議第55号 葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 議第56号 葛城市介護保険条例の一部を改正することについて
- 議第61号 工事請負費の締結について（中央公民館及び市民体育館耐震他改修工事）
- 議第62号 財産の取得について

調査案件（所管事項の調査）

- (1) ゴミの減量化に関する諸事項について
- (2) 学校給食に関する諸事項について
- (3) 磐城小学校附属幼稚園周辺一帯整備について

開 会 午前9時30分

西井委員長 ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しておりますので、これより厚生文教常任委員会を開会いたします。6月議会の厚生文教常任委員会、大変お忙しい中、全員参加してもらいまして、ありがとうございます。案件は、結構、本委員会が多いですので、慎重審査のほどよろしく願いいたします。また、昨日おとついと土日ということで、皆さん方大変お疲れの中、若干は休憩できたと思いますが、よろしくどうか会議を慎重審査よろしく願いいたしまして、開会の挨拶と代えさせていただきます。よろしく願いします。

委員外議員のご紹介をさせていただきます。川村議員、増田議員、松林議員、以上3名の方が出席をされておられます。よろしく願いいたします。

まず、発言をされる場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してから、ご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いいたします。葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末などの情報機器の使用を認めておりますので、ご承知おきをお願いいたします。

なお、傍聴者につきましては、情報通信機器の会議室内での使用は認めておりませんので、携帯電話などをお持ちの方は必ず電源を切るか、マナーモードに切り替えるようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会議の進行に際して、密閉空間にならないよう出入口と窓を開放しておりますので、ご了承をお願いいたします。

委員会の会議進行については、適時休憩を取りながら換気を行い、理事者側の出席職員についても、あまり人数が多くなならないよう順次入替えを行いながら進めてまいりたいと思っておりますので、委員各位にもご協力をお願いいたします。なお、発言される際はマスクを着用したままご発言いただきますよう、お願いいたします。また、発言につきましては、簡単明瞭にさせていただき、会議時間の短縮にご協力いただきますようお願いいたします。

また、お手元に配付しております入札結果公表書につきましては、委員会終了後、回収させていただきますので、よろしく願いいたします。

それではただいまより、本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

まず初めに、議第51号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

前村市民生活部長。

前村市民生活部長 皆さん、おはようございます。市民生活部長の前村でございます。

それでは、議第51号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

本案につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策、本年4月7日閣議決定において、新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険税等の免除等を行うとされたことを踏まえ、同月8日付、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に対する財政

支援についてが示され、当該減免措置を実施するに当たり、所要の改正を行うものでございます。

また併せて、本年3月31日に公布された地方税法等の一部改正において、低未利用土地等を譲渡した場合の長期短期譲渡所得に係る課税の特例が創設されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。低未利用土地とは、適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず長期間にわたり利用されていない未利用地と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度が低い低利用地の総称でございます。本市条例第23条にはあらかじめ保険税の減免を定めていますが、今回の新型コロナウイルス感染症関連の減免措置及び減免適用期間については、令和元年度分及び令和2年度分の保険税、本年2月1日から令和3年3月31日までの間に、普通徴収の納期限、特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日があるものとされ、時限的な規定のため、本則ではなく附則で定めるものでございます。

概要でございますが、国民健康保険税の減免の特例として、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における対象となるものと、対象となる保険税を定めるものでございます。対象となるものにつきましては、新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯の納税義務者、それから新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、または給与収入の減少が見込まれる世帯の納税義務者で、ここに挙げるもののうち市長が必要と判断したものに限って減免を行うということになります。

条例ではここまですべてを規定させていただき、減免の割合等については別に基準で規定させていただくこととなります。

施行期日は公布の日とするものでございます。

それでは新旧対照表にてご説明申し上げますので、新旧対照表を御覧くださいようお願いします。左側が現行、右側が改正案でございます。7ページをお願いします。

附則第7項と、次ページにかけての第8項でございます。これらは、地方税法等の一部改正に伴いまして、令和3年1月1日から施行となります低未利用土地等を譲渡した場合の長期短期譲渡所得に係る課税の特例が創設されたことに伴い、葛城市国民健康保険税条例の附則第7条の中段及び次ページ4行目の第35条の2第1項の後に、それぞれその条項である「第35条の3第1項」を追加いたします。

次に、今回の主な改正になります11ページと12ページでございます。新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険税の減免の特例として、現行の附則の部分で、これまで最後の第16項の次に第17項から第20項までの4項を追加するものでございます。

まず第17項では、減免の特例ということで、現行条例では第23条の第1項で減免の特例を定めておりますが、そのほかに次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対して減免を行うことができるとする規定でございます。第1号では死亡又は重篤な傷病を負った世帯の納税義務者、第2号では給与収入の減少が見込まれる世帯の納税義務者を規定しています。

第18項では、減免の対象となる保険税について、令和元年度分及び令和2年度分の国保税のうち、本年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限があるものとしております。この項の4行目の3分の1ぐらいの部分からでございますが、この場合においてというところからは、通常加入手続は14日以内となっているところですが、その手続がされておらず、遡って資格取得する場合がございます。その場合、令和2年1月分以前の保険税の納期限が令和2年2月1日以降に設定されている場合については、令和2年2月分以降の分から適用する旨を規定するものでございます。

次の第19項では、以上の改正部分以外の基準や添付書類については、第23条第2項から第4項までの規定を準用するとしています。

最後の第20項は、前項で第23条第2項から第4項までの規定を準用するとした規定中、「第3項の規定は納期限までに提出しなければならない」と規定してございます。ということとは、納期未到来分しか減免できないということになりますので、これでは令和2年2月1日からの遡及申請ができませんので、「ただし、市長がこれにより難い事情があると認めるときは、この限りでない」という文言を付記するものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行し、改正後の附則第17項から第20項までの規定は令和2年2月1日から遡及適用する。附則第7項及び第8項の改正規定は、令和3年1月1日から施行するというものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

西井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんでしょうか。

谷原委員。

谷原委員 おはようございます。よろしく申し上げます。それでは、幾つか質問させていただきます。

この国民健康保険税の条例改正については、皆様ご存じのとおり、政府が新型コロナウイルス感染症対策の緊急経済対策として4月7日に閣議決定を行い、5月の初めに補正予算が成立しております。新型コロナウイルスが、感染拡大だけでなく経済的に大きな打撃を国民に与えるところから、国民の困窮を救うための施策の1つとして、国民世論も沸騰し、野党もこの改善を求めてこの緊急経済対策を政府において取りまとめていただいたものと考えておりますが、その中でやはり今、自営業者の方、それから非正規雇用労働者、これらの方々がこの国民健康保険に入っておられるわけですけれども、自営業者の方々は今、非常な苦境に陥っております。

そのために、1つは持続化給付金など、あるいは様々な融資ということで、お金を手に入れる部分では一定の施策があります。しかし一方で、世帯の家計から出て行くところを何とか防ごうと。つまり今現在、そういう方々は貯金の取崩しなどで大変生活の不安を抱えておられますから、出る分を何とか補助しましょうということで、先日も総務建設常任委員会では税の猶予、これは猶予でありますけど、税の猶予についての税条例改正が行われました。

今回、厚生文教常任委員会にかかっておりますのは、国民健康保険税の、これは猶予ではなくて減免であります。そういう措置を国が行うということで、私としてはぜひ市民の皆さ

ん、とりわけ困窮されてる葛城市内の自営業者の方、それから派遣労働で解雇あるいは雇い止めになった方々に、ぜひこの恩恵が及ぶようになるような、そうした条例改正になっていく、あるいは基準の設置になっていくことを求めたいと思っておりますけれども、そこで質問しますけれども、1つ目は、減免をした場合の財政措置、この財源はどうなっているのかということについてお伺いします。

2つ目は、免除の対象となる収入の減少ということはどのようなことになっているのでしょうか。持続化給付金の場合には前年度比で50%を超える収入減があった場合には申請できるようとなっておりますが、この新型コロナウイルス感染対策の中でどういう人が減免の対象になるかというのは大変大きな問題でありますので、免除の対象となる基準はどうなってるのでしょうか。申請できる基準、どうなってるかお聞きします。

それから3番目ですけれども、先ほど、詳細については規則を定めてということでありました。どういう規則になるかということは関心あるんですけど、この規則についてはもう既に検討され定められているのでしょうか。そうであれば、この申請に当たっての適用の判断、これについてはどのようになっておるのか。

この3点、まずお聞きしたいと思います。

西井委員長 新澤課長。

新澤保険課長 おはようございます。保険課、新澤です。よろしくお願いいたします。

谷原委員のご質問です。まず1つ目ですが、財政措置ということなんですけれども、国のほうから緊急経済対策ということで、同感染症の影響で収入が減少するなどして生活に困っておられる世帯に対する特別な措置ということですので、減免を対象とした場合、国が財政支援するということになっております。

2つ目ですが、収入減少での対象者の条件ということですが、先ほども部長のほうも申しましたように、細部の要件につきましては基準で定めることとしておりますけれども、まず主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入、この4つの収入、以後事業収入等とさせていただきますが、これらのいずれかの収入について、保険金、損害賠償等により補てんされる金額を除いて、前年の当該事業収入等の額の10分の3以上減少するかどうかを収入の種類ごとに判断いたします。次に、その方の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること、また減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計が400万円以下であること、これら全て満たす場合に減免の対象となってきます。あと、基準のほうですが、ただいま今回の6月議会のほうで承認いただきました後、すぐに今、内部では検討して取りまとめておりますけれども、議決後、直ちにさせてもらいたいと思っております。

以上です。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。1つ目の、減免をした場合の財政措置は国が面倒見るということですから、100%国のほうからこの財政措置があるということで、国保加入者の方が全体に負担をするようなものはないということですから、全面的に国が面倒を見ていただけるとい

う措置になってるということが分かりました。

2つ目でありませけれども、免除の対象者となる方につきましては、事業収入、給与収入、不動産収入等々、今おっしゃいましたけれども、いずれかの収入におきまして前年度比の10分の3を超える減収があった場合には当てはまるということで、合計所得金額ではなくてそれぞれのことですから、事業者の方には不動産収入を得ておられる方もおられます。安定的な生活を組み立てるために、不動産関係の収入を得てる方も多いわけですがけれども、事業収入が大きく落ち込んで、不動産収入があったとしてもそれぞれの事業ということですので、それが3割以上の減収になる場合は対象になるということが分かりました。現在、基準についてはまだこれが決まってからということだということも理解しました。

続いてまた質問させていただきませけれども、基準が、これが経済がどういう方向に行くか分かりませせん。分かりませせん。私が昨日もお話を伺ったところでは、葛城市内でニットの製造機械を動かしておられる方がおるんですけれども、4月、5月は8割程度動いてたけれども、6月に入って全く機械が動かない状態になったということなんです。今後の見通しについても、これが急速に回復すればいいんですけれども、今後どうなるか分からないという状況があります。その場合、急速に落ち込んだ場合、この事業収入が前年度のこれは見込みだろうと思うんですけど、3割減になる見込みということで出された上で、でも実際、来年になって今年度の確定申告を行ったときに、実際蓋を開けると、減収がそこまで行ってなかったという事例が出てこようかと思ひます。その場合に、これについては返金をしなければならぬのか、国から返金を求められるのか、そのことについてお伺ひします。これが1つ目です。

2つ目ですけれども、3割以上であるということの認定を、申請書類、添付するもの等、これから規則を定めるということですがけれども、この申請をどのように行って、その認定をどのような形で行おうとされているのか。今の段階でご答弁できることがあったら伺ひたいと思ひます。

それから3つ目ですけれども、減免ということでありませから、免除される場合もあるのか、それとも減額することになるのか。その場合、減額の場合、例えば法定減免ですと、7割、5割、2割というふうに、法定減免だったら所得によってそうやって減免されませけれども、今回は申請減免ということになると思うんですね。加入者が申請して減免をしてくださいということですから、その場合、所得に応じて減免の率が変わるのかどうか、あるいは100%免除ということもあるのかどうか、ここはどうなってるんでしょうか。お伺ひします。

西井委員長 新澤課長。

新澤保険課長 保険課、新澤です。よろしくお願ひします。

まず、1つ目の質問ですがけれども、申告に伴ひまして、以後、納期分の保険税から減免を適用する前の保険税を納付いただくこととなります。収入回復に伴ひる税額の更正は要しないと思ひておひますので、特に回復したからといって、見込みで申請していただひて認定したもののについては特に後から請求するということはないように、課税するということはないと思ひ

います。

2つ目ですが、その収入の見込みですけれども、令和元年中、令和元年1月から12月の確定申告の収入の金額と、令和2年中の1月から12月の収入見込額、これによりまして判断させていただきます。その際に、これだけ収入が減りますよという明確な確認できるような根拠書類というのを提出していただく必要があると考えております。

あと、減免の計算のほうなんですけれども、全額免除するというのは、減免するというのは、新型コロナウイルス感染症とかで主たる生計維持者が死亡されたり、または重篤な傷病を負った方は全額が免除されます。あと、ほか収入の減少によるものにつきましては、一部を減額することになります。大体5段階で考えておりますので、またその詳細につきましては基準のほうで定めさせていただきたいと思っております。

西井委員長 確定申告と申込みしたときの差が出てきて基準に達しやなかった場合はどうやう返答は。

新澤課長。

新澤保険課長 先ほど説明させてもらったんですけれども、確定申告に伴いまして、結局、収入が減らなかった場合は、特に再度こちらのほうからもう一度計算し直して課税するというようなことはありません。申請時において見込みで計算させてもらった金額によって、ただそれは根拠書類を付けて出していただいた見込みということですので、その変動に関しては特に後ほど課税するようなことはございません。

西井委員長 葛本補佐。

葛本保険課長補佐 保険課の葛本でございます。

補足で説明をさせていただきます。谷原委員お問合せいただきました中で、保険税の減額について、一部なのか全額減免できることがあるのかという部分で、先ほど課長答弁いたしましたように、全額免除になる部分というのが、減少のほうではなく、主たる生計者の方が亡くなられた場合または重篤な傷病を負われた場合ということになるんですが、減少のほうにおきましても一部全額減免になる場合がございます。今、詰めておるところなんですけれども、減額の場合の免除される額なんですけれども、少し細かな計算になりまして、世帯それぞれによってかなりかかってくる場合がございますが、基本的には今回減少します収入項目の所得、これが前年の世帯全体の所得に占めている割合、この割合を算出しております保険税額に掛けまして、ここからまだその方の前年の所得によって乗じる割合というのがございます。何百万円以上所得があれば10分の何ぼですよという形で、これらの要件に計算していく中で全額減免できる場合というのが出てまいります。今の段階で少なくともその前年のその方の所得が300万円未満であることであつたり、その方の減少となる収入の種類、それ以外の収入がない場合、その減少となった分の所得以外の所得がない場合というふうに限定されてくるのかなというふうに考えております。

よろしく願いいたします。

西井委員長 言いつ放しになりますよって。

谷原委員 またほかの方が発言されたら、また幾つか質問させていただこうとは思いますが、

ただいまのところありましたように、今回の緊急経済対策の目的が、やはり国民の大変経済苦難にある方々を救おうという観点から国が全額この財政を措置して行く。さらには先ほどありましたように、申請して、今年度の確定申告、来年2月から始まると思いますけれども、そのときにも改めて、「確定申告で3割減ってなかったよ」というふうな方につきましても、基本的にそれについては更正しないということでありますから、大変、弾力的な運用で国のほうが見てくれているんだろうと思います。

そうすると、モラルハザードが起きるという可能性も出てまいりますから、申請のときどのような申請書類でどのように認定していくかということが当然問題になってくると。それについては今、規則等定めているということでありますが、規則を定め、更に実質の運用の部分でも厳しく対処するのか、ある程度弾力的に運用するかで、この受給される方が変動してくるということになるろうと思います。

しかし、私自身としては、大変今、収入の激減で困窮されてる方、将来の経営の見通しが立たずに大変不安を抱えながら、支出が増大していくことに対して大変不安を抱えておられる方がおられますから、私は申請手続きにおきまして確かな書類をもって申請された方については、きちっと救っていく必要があると考えております。派遣労働されてる方、それからそういうことで解雇、失業された方については、比較的、減収ということはまだ分かりやすいのかも分かりませんが、事業者の方々につきましては、やっぱり何らかの形で持続化給付金等、今、申請やられたり、あるいはセーフティネットなどの融資の中で認定されてる方々とかおられたりしますので、やっぱりそういうところら辺も横にらみしながら、事業収入が3割以上減収するということの判断の適否については、ぜひ実態に合った救済という目的に合ったやり方でやっていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

取りあえず、意見としては申し上げておきます。

西井委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。よろしいですか。

谷原委員 先ほど、規則を今、制定してるということですが、免除につきましてもよく分かりました。死亡されたり傷病されたりした方、及び一部、収入減収についても当たるところがあると。それ以外に、減額については5段階ということですが、これは国のほうの何か示した指針等で地方自治体のほうで5段階で免除をそれなりの基準を作るようにということで、何かそういうことで国のほうからの提示があるんでしょうか。それも付いたものでしょうか。それについてお伺いします。

西井委員長 新澤課長。

新澤保険課長 保険課、新澤です。よろしく申し上げます。

谷原委員おっしゃるとおり、国のほうからの基準に沿って制定させていただくものになります。これを超えてしまうとまた国のほうの財政の支援の対象から外れてしまいますので、その範囲内でと考えております。

よろしく申し上げます。

西井委員長 よろしいですか。ほかに質疑がございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第51号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第51号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第52号、葛城市手数料条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

前村市民生活部長。

前村市民生活部長 市民生活部長の前村でございます。

それでは、議第52号、葛城市手数料条例の一部を改正する条例について、概要と改正部分についてご説明申し上げます。よろしく申し上げます。

本市におきましても、特定の者のためにする事務について徴収する手数料、その種類及び金額について葛城市手数料条例で規定しております。その中で、市民窓口課が行う事務のうち、これまではその他の手数料1件200円の規定を根拠に頂いておりました事務手数料について、その事務の根拠法である住民基本台帳法が改正されましたので、その法律改正の内容に合うように改正するものが2か所、そして行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の一部改正により、行政手続のデジタル化推進の観点から、公的個人認証が搭載された個人番号カード、マイナンバーカードの普及を図るため従前の個人番号の通知カードが廃止されましたので、この通知カードの再交付に係る交付手数料の規定を削除する1か所が主な改正点でございます。

いずれも、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律、いわゆるデジタル手続法が改正されたことに関連しての改正でございます。住民基本台帳法の改正内容といたしましては、住民票の除票、除票というのは転出や死亡などで住民登録が抹消された方の住民票であります。その扱いに関して従来は通常の住民票と一体的に取扱いをしておりましたが、今回、住民基本台帳法の改正により、住民票の中から除かれる住民票、これが除票ですが、これを別に独立させて規定が新設されました。

また、戸籍の附票の除票につきましても同様に、従来は、現在の戸籍附票と一体的に取扱いをしておりましたが、独立させてこの規定が新設されました。戸籍の附票と申しますのは、本籍地において管理する戸籍、その附票としてその戸籍が作られてから以降の住所地登録の

履歴を管理するための帳票でございまして、附票の除票とは死亡や婚姻等による新戸籍編成等によってその戸籍内の人が誰もいなくなって除籍簿となった場合の帳票でございます。本市手数料条例では、これまで住民基本台帳法の規定に基づく住民票の写しの交付手数料、戸籍の附票の写しの交付手数料、その他の証明手数料の規定を用いて、いずれも1件につき200円を徴収させていただいておりましたところを、住民票の除票の写しの交付手数料、戸籍の附票の除票の写しの交付手数料と改めて規定し、この住民基本台帳法の改正内容に合わせるものでございます。

それでは、お手元の新旧対照表にてご説明申し上げますので、御覧ください。左半分が現行で右半分が改正案でございます。

まず、3ページでございます。左側、現行の19号の次に、右側、赤で20号の規定、除票の写し等交付手数料1件につき200円を新設します。このことから、左、現行20号が右改正案では21号に、そして左現行21号の通知カード再交付手数料の規定を、右改正案のとおり削除します。ページをめくっていただき、22号として戸籍の附票の除票の写しの交付手数料1件につき200円を新設します。左側、現行の22号の規定中、総務省令名が変更、通知カードに係る表記が削除になりましたので、右側で23号として省令名を改めるものでございます。

以上のように、1つの規定が抜けて2つの規定が入ってまいりますので、以下左右で23号から24号というように1号ずつ号数が繰下げになり、次のページ、36号が37号にまでの部分でございます。

おめくりいただき、最後の附則の部分でございます。この条例の施行期日です。本改正条例は公布の日から施行するものでございます。

なお、この際、補足説明として申し添えさせていただきますが、既にお持ちの個人番号の通知カードは、氏名、住所等、記載事項に変更が生じていない限り、引き続き、個人番号を証明する書類としてお使いいただくことができます。ただし、紛失等の場合は再発行は行われませんので、個人番号を証明する書類が必要となったときは、個人番号記載の住民票の写しを交付申請いただくことで個人番号を確認いただくことができます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

西井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

副委員長。

奥本副委員長 1つお聞きさせていただきます。マイナンバーカード、まだ未発効の方で個人番号の通知カードをお持ちの方が、今回、個人番号の通知カードが廃止されるということで、最終的にはマイナンバーカードに移行していくという流れになるかと思うんですけども、やはり取得率が低いという理由の1つに、個人情報の中でも特に預金口座が丸裸にされるということの懸念から取得を躊躇される方がいらっしゃると思うんですけども、その辺り、今回、預金口座とのひもづけについて、今後どうなっていくのかお伺いします。

西井委員長 増井課長。

増井市民窓口課長 市民窓口課、増井でございます。よろしく申し上げます。

マイナンバーと口座のひもづけについてでございますが、口座と番号のひもづけについては番号のひもづけですので、個人番号カードがなくても通知カードと本人確認書類が提示されるとひもづけすることは可能ですが、委員がおっしゃいましたように、プライバシーが侵害されとか情報が漏れてしまうとかというような不安があるということで、利用者側の提供は進んでいない、またひもづけは進んでないというのが現状のようでございます。

この口座と個人番号のひもづけが進まないことが個人番号カードの普及の原因になるとは考えられませんが、今、国のほうでは1つの口座とのひもづけを義務付けるような話が出ておりますが、それ以上のことは今の時点では分かりません。

以上です。

西井委員長 副委員長。

奥本副委員長 ありがとうございます。複数の口座をお持ちであっても1つだけひもづけて、それ以外はしないということで伺いましたので、ありがとうございます。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

内野委員。

内野委員 今、マイナンバーカードの普及率、教えていただきたいと思います。

あと、住基カードが廃止されるということで、その住基カードをお持ちの方は改めてマイナンバーカードを作り替えないといけないんですね。住基カードを今まで持っておられた方の人数と、すいません。

西井委員長 増井課長。

増井市民窓口課長 増井でございます。

現在の個人番号カードの普及の状況でございます。令和2年5月31日現在で累計で5,119枚、率に直しまして13.67%となっております。

それから、住基カードをお持ちの方がどれぐらいということなんですけど、今、手元に資料がございませんので、また後ほど報告いたします。

西井委員長 内野委員。

内野委員 ありがとうございます。結構です。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

吉村委員。

吉村始委員 基本的なことと、現場のことについてお伺いいたします。1つは、除票した場合、保存年限が5年だと思うんですが、それ以降になるともう完全にデータとしては消えてしまうというふうな理解で、先ほどの説明の件でよろしいのかというのが1点と、それからあと、デジタル化することによって、現場といいますか、それが事務とか簡素化されるというふうな説明が部長からあったように思うんですが、過渡期というのはやはり結構大変かなと思うので、一時的にはやはり事務というのは原課としては煩雑になるもんなんじゃないでしょうか。その2点だけお伺いいたします。

西井委員長 増井課長。

増井市民窓口課長 住民票除票の保管、保存年数ですが、今回の改正によりまして、これまで5年の

保存であったものが150年に延長されることになっております。

事務のほうが煩雑するかどうかということですが、特に変わりはないと思います。

西井委員長 よろしいですか。

吉村始委員 よく分かりました。ありがとうございます。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

内野委員。

内野委員 先ほど聞かせてもうたら良かったんですけども、普及率が13.67%ということで、今後、国がマイナンバーカードによるポイント還元をされるということなんですけども、その内容についてと、今後、本市としてはどのような対策を講じられるのか、教えていただけたら。

西井委員長 増井課長。

増井市民窓口課長 増井でございます。

マイナポイントの概要でございますが、昨年10月の消費税引上げに伴う政府の消費活性化対策として、今年9月から来年3月まで実施される予定のものでございます。対象となられるのはマイナンバーカードを持っておられる方で、キャッシュレス決済で利用した金額の25%をマイナポイントとして、1人当たり最大5,000円分還元されるというものです。

利用までの手順ですが、マイキーIDを設定していただいて、7月1日から決済サービスの用途の選択、クレジットカードを利用されるのか電子マネーを利用されるのか、またQRコード決済を利用されるのかというのを選定して申込みをしていただくことになります。マイキーIDの設定については8月末までで、ご自宅のパソコンやスマホ、また市役所にごございます支援端末で行うことができます。

以上です。

西井委員長 内野委員。

内野委員 じゃあ、パソコン、スマホ、また市の支援端末ということで、もう市のほうは準備をさせていただいて、いつでももう受付オーケーになってるんですか。

西井委員長 増井課長。

増井市民窓口課長 マイキーIDの設定につきましては、新庄庁舎、當麻庁舎とも支援端末を用意しておりまして、窓口にお越しいただければ設定はできるように準備できております。

西井委員長 内野委員。

内野委員 ありがとうございます。以上です。

西井委員長 ほかに質疑がございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようでありますので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第52号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第52号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第53号、葛城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

西井委員長 井上部長。

井上こども未来創造部長 おはようございます。子ども未来創造部の井上でございます。よろしくお願いいたします。

議第53号、葛城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、ご説明をさせていただきます。

本案につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準、平成26年厚生労働省令第63号の一部を改正する省令が本年3月4日に公布され、本年4月1日から施行されましたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容についてでございます。新旧対照表も併せて御覧ください。対照表の1ページでございます。左側が旧、右側が新となっておりますのでございます。

条例で言いますと、第11条第3項でございます。放課後児童クラブ、いわゆる学童保育所の職員の放課後児童支援員につきましては、条例第11条で職員について規定されておるところでございます。職員は保育士の資格を有するなど、条例第11条第3項各号のいずれかに該当するものであって、なおかつ都道府県知事または指定都市の長が行う研修、放課後児童支援員認定資格研修と申しますが、こちらを修了した者でなければならないと規定されているところでございます。今までに、令和元年6月にも改正をしております。こちらのほうは、地方からの提案、研修事業を適切に対応できるようにということで、地方からの提案を受けて、昨年度は「指定都市」というのを入れさせていただいたところでございます。今般、支援員不足の状況を踏まえ、放課後児童支援員認定資格研修の受講の機会の拡充を図るため、都道府県知事または指定都市の長に加えまして中核市の長も研修を実施できることとされましたので、葛城市条例第11条第3項中に同様の文言を加える改正を行うものでございます。

なお、施行の期日につきましては公布の日からでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。失礼します。

西井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんでしょうか。

内野委員。

内野委員 今、支援員不足の拡充ということで、今までは指定都市、県だけだったのが奈良市の中核市ということで、支援員の講習が多分これでちょっと増えるのかなと思うんですけども、

40人に2人の支援員を置くということで学童保育所はなってると思うんですけども、今、市内の学童保育所に関しまして、40人に2人の支援員というのは置かれてるのかということと、多分その支援員不足となれば、支援員になる要件というのがあると思うんですけども、葛城市においても今後、支援員になっていただける方を増やしていかないといけないということになってきますが、今まで県で1本しかなかったものが、支援員を受けるのを待っていただいといる方もおられるのかなと思うんですけども、この支援員の講習の内容とか、何時間か講習を受けられると思うんですけども、その内容と、あと費用面なんかは自己負担になるのかなということをお願いします。

西井委員長 吉村課長。

吉村子育て福祉課長 子育て福祉課、吉村でございます。よろしくお願いいたします。

まずお問いの、葛城市において放課後児童支援員は充足しておるのかということなんですけれども、基準を満たしております。2人はいます。

それと内容なんですけれども、まずカリキュラムといたしましては6分野16科目、24時間、1科目90分で構成されておまして、研修日数につきましては4日間ほどでございます。研修科目というか研修内容なんですけれども、放課後児童支援員として必要な子どもの基本的な生活習慣の取得の援助、自立に向けた援助や、家庭と連携した生活支援などの知識及び技能を習得していきます。共通理解を持つために、放課後児童クラブの設備運営基準及び運営指針に基づく育成支援を学びます。まず、放課後児童クラブの理解、放課後児童クラブにおける子どもの育成支援、放課後児童クラブにおける保護者、学校、地域との連携協力、放課後児童クラブにおける安全・安心への対応、放課後児童支援員として求められる役割機能等が研修内容となっております。あと、テキスト代が自己負担になるということです。

以上でございます。

西井委員長 井上部長。

井上こども未来創造部長 失礼いたします。こども未来創造部の井上でございます。

ただいまの課長の答弁に1点だけ補足させていただきます。支援員の部分でございます。充足してるかということをございまして、40人に対して2人という人数はきちっと充足はしておるんですけども、条例でも書いておりますが、そのうちの1人につきましては補助員でもって代えることができるということになっておりますので、補助員と合わせまして充足してるという回答になろうかと思っております。

以上でございます。

西井委員長 内野委員。

内野委員 条例では補助員でもいいということなので、それでこの講習を取得しました。そうなったときに、奈良県で受けますよね。その支援員の資格というのは、例えば他府県で学童へお勤めになられた、それはまだ生きるというか、そのまま利用できるのかどうか教えてください。

西井委員長 吉村課長。

吉村子育て福祉課長 子育て福祉課、吉村でございます。よろしくお願いいたします。

こちらのほう、県外に出られても大丈夫というか、資格は生きております。よろしくお願

いします。

西井委員長 よろしいですか。ほかに質疑。

西川委員。

西川委員 この条例の改正は、これ都道府県やけど、中核市の長もできるというて変えんのやろう。中核市いうたら奈良市だけやな。これ、奈良市で、今までは葛城市の人は県知事というか、県がやるところで受けて、支援員いうのはそういうことやな、葛城市は。これ、奈良市が入ってきたときに、奈良市がやるところに葛城市も行って受けて、それでもオーケーやと、こういうことなんか。

西井委員長 吉村課長。

吉村子育て福祉課長 子育て福祉課、吉村でございます。よろしくお願いいたします。

こちら今、条例、今回改正予定でありまして、一旦奈良市のほうに一応確認をさせていただいたんですけども、今現在、県の研修会というのがありますけども、奈良市基本に奈良市と共同で場所をお貸しして、奈良市も共同でされてるということみたいなんです。今回、条例が通ったら奈良市もこれから検討するという形になっておるみたいで、まだ決まっていきたいなんです。ただ、葛城市の職員というか、資格受ける者が、奈良市の単独で奈良市でした講習の中に入っていけるというのは、回答というか、今のところ分からないというところなんですけど。

西井委員長 井上部長。

井上こども未来創造部長 ただいまの課長の答弁に補足させていただきます。

課長がお答えさせていただきましたのは、私どもの市の人が、奈良市、中核市が研修しはる分についてどうなのかというお問い合わせであったということ……。

西川委員 違う、違う。どうなのかというより、奈良市がやったところのやつを受けて、それが葛城市の者が受けても、奈良市がやってもそれ受けたら、もうそんでその資格を県と同じように扱うんかということですよ。

西井委員長 井上部長。

井上こども未来創造部長 ただいまのお問いはそのとおりでございまして、どうして今回条例改正が必要かということについてご説明させていただきますが、まず1点にはこの効果は全国に及ぶということございまして、例えば中核市が行われた研修を修了した方が葛城市のほうに勤務に来られたと。そのときには、うちのほうもその要件として、中核市で研修を受けはった人も支援員となっただけですよというような法律、条例を整えておかないことには支援員として働いていただくことができませんので、ですのでその葛城市で従事される場合に、中核市の研修を受けた方が葛城市で従事していただく際にその方を支援員として扱うということになりましたら、市の基準の条例をこの中核市というのを含めておかなければいけない。ですので今回、条例改正をお願いしているところでございます。

以上でございます。

西井委員長 西川委員。

西川委員 そういのはもう分かっとなや。県知事だけと違くて、中核市とか政令市も含めて、都道

府県がやってんのと同じように含める言うねんから、今、部長が言うたことみたいなん、こんなんここでは当たり前のことやねんけども、俺は逆のことを聞いているわけやんか。そんなんちょっとまだ考えてんねんということで、その奈良市の独自でやった部分に葛城市の誰かがそこへ研修受けに行ったと、ほなそれで修了やというようになんのんかと。その機会が増えるやろう。奈良県がやんのんと奈良市がやんのんやったら、それはその逆のことを聞いている。こんなもん、条例、部長言うたんは当たり前のこと、都道府県に与えたあるやつを政令市、中核市の長も都道府県がやったと同じように扱ういうんやから、そこで受けた後はどこ行こうと全国どこでも行けるわけやんか。葛城市の人が、その奈良であったら中核市いうたら奈良市だけやから、奈良市が独自でやったところへ葛城市の人が行って受けたら、それがもう県と同じように修了になんのんかと聞いている。それは、部長、課長はちょっとまだそこは確かめてないねんというのがあれやろう。ほな、そんでええねん。

西井委員長 答弁よろしいですか。

吉村課長。

吉村子育て福祉課長 すいません。私、答弁させていただいた件なんですけれども、ちょっと間違っておりまして、すいません。西川委員のおっしゃるとおり、中核市、奈良市の研修を受けたら、もう全国、葛城市でもどこでも資格は大丈夫という。

西川委員 葛城市の人がそこで受けてもか。

吉村子育て福祉課長 はい、大丈夫です。失礼いたしました。

西井委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第53号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第53号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第54号、葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

西井委員長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 失礼いたします。議第54号、葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関

する基準を定める条例の一部を改正することについてをご説明させていただきます。

本案につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、平成26年厚生労働省令第61号の一部を改正する省令が本年3月26日に公布され、本年4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容についてでございます。新旧対照表も併せて御覧いただければと思います。ページで言いますと、2ページと6ページになってございます。

改正の部分といたしましては、条例第7条第4項と5項、そして第38条第4号の3か所でございます。

初めに、7条についてでございます。こちら、保育所等との連携について記載されている部分でございますが、今回こちらの部分に第4項の部分に号を2つ新設いたしております。第1号と第2号の新設を行うものでございます。

家庭的保育事業の役割でございます。家庭的保育事業につきましては、平成27年からの新制度の移行に伴いまして、今までの認定こども園、幼稚園、保育所のほかに、0歳から2歳児の保育の受皿として、こういった家庭的保育事業等がここに新たに公的給付の対象として加わったわけでございますが、その際には、やはり0歳から2歳の後、3歳以降の受皿等がどうなるかというところが問題になってきますので、連携施設の確保というところが条例で定められて、しっかりと確保するよとというところが言われているところでございます。

今回その中で、今般、令和元年12月10日の子ども・子育て会議におきまして、子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針というのが示されたことを受けまして基準の省令が見直されたものでございまして、家庭的保育事業等は先ほど申しました卒園後の受皿として連携、協力を行う施設を適切に確保しなければならないところでございますが、市長が確保が著しく困難であると認めるときは連携施設の確保は不要とされているところでございました。

今回の改正は、そこに更に利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育または保育が提供されるよう、必要な措置を講じているときにつきましては連携施設の確保が不要である旨の規定を行ったものでございます。ですので、こちらのほうの新旧対照表にそのような記載を、第1号でございますが、市長が法第24条の調整を行うに当たって、必要な受皿を措置等する場合には、講じるときには、この規定を第1項第3号の規定を適用しないこととすることができるというのが第1号でございます。そして、今までその第4項の第1号に記載していた部分が第2号となってございます。これが1点目の改正でございます。

そして、引き続き第7条第5項につきましては、前項の改正による文言の整理でございます。

最後にでございます。新旧対照表の6ページでございます。6ページをお開きいただきたいのでございますが、こちらについてでございます。こちら第38条は、居宅訪問型保育事業について記載されているところでございます。居宅訪問型保育事業者が保育を提供できるという要件に、「保護者の疾病、疲労その他身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」という文言を追加いたしまして、要件の明確

化を行うものでございます。以上、全て法令に従うべき基準になっているものでございます。
なお、施行期日につきましては公布の日からでございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

西井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 おはようございます。よろしくお願いいたします。

この間、新型コロナウイルス感染対策において学校が長期にわたって休校になった中で、先ほどありました学童保育所につきましても、本当に大変なご苦勞をいただいてずっと維持していただいたことを感謝申し上げておきます。

さて、今回の葛城市家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準を定める条例について、今ご説明がありました。これはこの間、井上部長が課長の時代から厚生文教常任委員会で、この子ども・子育て支援法以降の保育事業は非常に複雑になっております。その中で、毎年のように省令が改正し、ここの場でその基準について議論してまいったわけですが、また今回このような形で省令改正ということで議論になりました。

改めて振り返った上で幾つか質問させていただきますけれども、本来、保育事業というのは、保育所、幼稚園、それから葛城市にはございませんが認定こども園など、しっかり施設もあり保育士もたくさんおられてベテラン保育士もおられる、そうしたまた調理員もおられるという中で保育をやってきたわけですが、待機児童が増えて、都会、都市部におきましては、そうした用地の確保等、大変困難なことから、地域型保育事業という形で、家庭的保育、事業所内保育、小規模保育、あるいは居宅訪問型保育と、非常に多様な保育でその保育ニーズに応じていこうということの中で地域型保育事業ということが行われるようになりました。

その際、これらの保育所は非常に小規模であったり、保育士がいなくてもできるものであったり、少人数のそういう保育所であるがために、保育士などが休んだ場合、途端に預かる場所がないということになると困るので、連携施設の確保が法で義務付けられております。その際、大きく3つありまして、今、代替保育のことを言いましたけれども、保育の質。ベテラン保育士がいなくて、例えば乳幼児の死亡例がそうした小規模事業者であるので、ベテラン保育士が定期的に巡回指導する。保育の質を確保するための連携施設、それが今言いました代替保育。それから3つ目は、卒園後の問題なんです。これは先ほどおっしゃいましたが、2歳までのところが多いです。ほとんど2歳までの預かりになってますから、じゃあそのあと保育の継続どうするんだと、その連携施設を確保しておかないと安心して預けられないし、また待機児童が増える問題になるので、これらいわゆる地域型保育におきましては連携施設を確保することを義務付けてまいったわけでありまして。

ところが、なかなか実態として連携施設が確保できない中で、やっぱり保育ニーズが高いですから、実態が先行してそれに合わせるような形でこの間、基準緩和をやってきたわけですね。言ってみれば、実態に合わせてその基準を緩和してきたわけでありましてけれども、問

題は葛城市においてどうなのかということなんです。都会ではそういうことが深刻になったり、一部地方でもあるようですけれども、そこでちょっとお伺いしたいんですけれども、現在、葛城市におきましては、市内にこの地域型事業、今回は家庭的保育事業等となっておりますけれども、こうした事業者があるのかどうか。また、実態としてそうした待機児童が現在発生しております、そうした動きもあるのかどうかも含めてご答弁をお願いしたいと思います。

それから2つ目ですけれども、これはこれまでも議論になったところですが、今回省令改正ということの基準でありますけれども、これは従うべき基準なのか、それとも参酌基準なのか、これについて教えていただけますでしょうか。これについても長年ここで議論しておりましたけれども、地方創生ということもあって、地方への権限移譲ということもありません。これまでの保育事業、保育行政におきましては、基準といえばもう絶対べき基準だったけれども、地方への権限移譲ということで、いわゆる参酌基準というのが設けられて地方で弾力的に運用できると、必ずしも従うべき基準ではありませんという基準ということもありますので、今回の省令改正はどちらに当たるのか、それについてお伺いします。

それから3つ目ですけれども、これはちょっと確認ということなんですけれども、先ほどご説明の中で、連携施設が確保できない場合は確保しなくてもいいんだというふうな規定、これは書いてあるわけですが、詳しく見ますと2ページのところの、これは第7条第4項になりますかね。2ページの第4項、市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項、これは卒園後の保育の継続に関わる連携施設の確保が、著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。しかしながら、第5項におきまして、「前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20名以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。」ということですから、連携施設は確保できなくても連携協力ができる、そういう相手方はちゃんと確保しておきなさいよと、それは定員20名以上のものに限りません。これは前回基準が変わったところですが、前回から新たにこれ加わったものでありますけれども、つまり卒園後、連携施設は確保しなくてもいいんだけど、連携協力という形で卒園後の協力、卒園後のための協力は絶対これは確保しとかなあかんという理解でいいのかどうか。それについてちょっと確認しておきます。

3点お願いします。

西井委員長 吉村課長。

吉村子育て福祉課長 子育て福祉課、吉村でございます。よろしくお願ひいたします。

現在、家庭的保育事業の施設、葛城市にはあるかどうかなんですけれども、現在はございません。

あと、まず今回の条例の改正につきましては、国の従うべき基準と考えております。

あともう一つなんですけれども、施設のほうなんですけれども、相談として家庭的保育事業の施設じゃなくて、小規模の施設は一応お話というのは参入というか、少しは何件かは聞

かしていただいております。

3つ目の質問です。連携の継続なんですけれども、谷原委員おっしゃるように、第5項「前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。」という条文は、上の条文と連携しているという形と考えております。

以上でございます。

西井委員長 井上部長。

井上こども未来創造部長 失礼いたします。こども未来創造部の井上でございます。私のほうから少し補足説明ということをごさしていただきたいと思いますと思っております。

まずこの条例につきましては、先ほども述べましたが、0歳から2歳の公立では補完できない部分を補完する際に、この条例でもって私どもが認可をするという話になってございます。

その中で、当初この法律になったとき、委員がおっしゃっていただきましたとおり、連携施設の確保というのは絶対的で、附則の中で5年間は確保しなくてもというようなところで、参入をしていただきやすくしたという経緯がございます。

そして、更に去年のことになりますが、更にもう5年延ばしまして、もっと参入して、10年間というところは確保がなくても参入していただけますよという門戸は開いたわけでございますが、ただし、やはりこの家庭的保育につきましては、委員がかねてからご心配いただいておりますとおり、どうやねんという、保育の質もありますし、代替保育もありますし、3歳以上の受皿もありますし、そういったところはしっかりと私どもで認可をするということでございますので、そういったところをしっかりとさせていただく際にはお話もさせていただき、この10年間というのももちろん生きてはおりますけれども、著しく困難というのがどんなときもありますので、しっかりとそこは、新規、今ございませんが、参入していただくときにはしっかりとしたところで行政を進めてまいりたいと思っておりますのでございます。

お答えになったかどうか分かりませんが、以上でございます。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 部長の認識と私の考えが違うのかも分かりませんが、今回のこの条例の追加の部分、なぜ追加が出てきたのかということなんです。だから、これまでのような形でいいんだと、つまり連携施設は要らないよ、でも先ほどの条件に合うようなところの協力関係があれば認めますよと。しかし、今回更に、卒園後の連携が困難な場合に、この第4項第1号におきまして、これを付け加えたらどういうことになるかということ、要はこれまでだったら20名以上の施設等が受け入れると、卒園後受け入れるというその協力施設を確保しとくことが条件ですよという条例だったんですよ。だけど、今回はそれもない場合、それもない場合は、要は市長が、ここに書いてありますように、この利用乳幼児に係る保護者の希望に基づいて引き続き必要な教育、これは幼稚園、または保育が提供されるような必要な措置を市長が講じているときは、これは連携施設がなくてもいけますよということをお新たに加えるということだろう

と思うんですね。

だから、そこでお伺いしたいんですけども、この市長が必要な教育または保育が提供できるよう必要な措置を講じるときとあります。これは、具体的にはどういう措置を想定されてるのでしょうか。このことについて質問したいと思います。これが1つです。

それから、先ほど答弁が2つ質問重なったからあれなんですけど、葛城市の今年度の待機児童の数が一体どういう状態になってるのか、それから今後の見通しも分かれば、それも併せて実態がどうなっているのかということについてお聞きしたいと思います。

この2点追加します。

西井委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時55分

再 開 午前11時05分

西井委員長 休憩前に引き続きまして会議を行います。

答弁のほうからよろしくお願ひいたします。

吉村課長。

吉村子育て福祉課長 子育て福祉課、吉村でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、入所の想定されます措置についてでございますが、想定されますのは先行利用調整といいまして、0歳から2歳の事業施設、卒園されるのが3歳から卒園されるんですけども、3歳になりましたら保育所決まっておらなければ皆さん困られますので、そのときに市が公立、私立なり、行くところの保育所を選考して調整させていただいて入所してもらうことができれば、こういった今回の条例改正の特例というのが認められるということになっております。

そして、あと待機児童の関係なんですけれども、待機児童は当初28人ほどおりまして、年度末50人程度になる見込みでございます。また入ったり、増減は若干あるんですけども、50人程度になると思います。

あと、待機児童の対策なんですけれども、葛城市におきましてはその施設の大きさとかそういうのではなくて、基本、保育士の数が今現在足りてないという状態ですので、その辺を今後とも葛城市のほうに保育士に来ていただくような努力、施策なりをさせていただきますのでということで、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。3度目なので一言だけ意見言わせていただいて、もう一つお聞きしたいことがあるのでまた後で伺おうとは思っておりますが、今ございましたように、葛城市では今、家庭的保育事業等はないということであります。また、待機児童は出ているけれども、保育施設のキャパシティーは足りてるけれども、それをちゃんと保育する保育士が足りないがために待機児童が出ているということでありました。

その上で、今回、国の従うべき基準に従ってこの改正を行うということでもあります。その際ですけれども、万が一出てくることがあり得ますので、新たに付け加えられているこの基

準では市長が措置するというその措置内容は、葛城市内の保育所、公立、私立の保育所に卒園後3歳児から受け入れるということを措置するということをございました。

しかしながら、元に戻りますが、保育士が足りないため、今でも待機児童が出てるわけですよ。だから、今回のこの規定を新たに加えても、確かに実態としてはなかなか大変なんだろうなということでもあります。したがって、本当は根本的なところ、葛城市としての保育事業をどうするかということがまず非常に大事なだろうなと思います。そういうことだけ1つ述べさせていただきます。

以上です。

西井委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

内野委員。

内野委員 すいません、ありがとうございます。今回の議第54号なんですけども、どこまでいってもこれは事業者が参入できやすいようにということになる改正かなと思うんですけども、例えば葛城市は今、待機児童が28名、これは年齢は幾つぐらいの、0歳から多分2歳までがほとんどかなと思うんですけども、今度50人程度、年度末、ここも待機児童は多分0歳から2歳がほぼほぼなってくるのかなと思うんですけども、やっぱりそうなれば家庭的保育とか小規模保育、0歳から2歳、こういったところをしっかりと参入していただくように努力せなあかん部分かなと思います。

葛城市は今回、幼稚園は3歳から預かり保育もしていただけるということで、そのようになりまして、そちらも利用しながらと、あとやっぱりキャパシティは足りてるけども、先ほど保育士が不足してるいう中で、以前、潜在保育士ということで、しっかりとその辺も取り入れて保育士の確保をしていただくということなんですけども、これも多分進んでいるのかなと思うんですけども、その辺のところを聞かしていただくのと、それだけすいません。

西井委員長 井上部長。

井上こども未来創造部長 失礼いたします。こども未来創造部、井上でございます。

お問い合わせでございます。28人の内訳でございますが、人数的な内訳は分からないんですけども、0歳から2歳児をおっしゃっていただきましたそのとおりでございまして、待機は0歳から2歳児でございまして、年度末の50人という部分につきましても0歳から2歳児となっておりますでございます。

保育士の確保につきましては進めておりますが、1つにはもう昨年からやっております事務の改善、保育の現場の働きやすさ、やりがいのある職場、魅力のある職場づくりを現場では進めていると。もう一方では、今年度からの新規事業でございますが、潜在保育士の登録、雇用の部分でございます。こちらにつきましては、年度当初、申し訳ございません。コロナ対策でほぼほぼ人員が割かれていたところでございます。ですので、お問合せも頂いてるところなんです。今後、この部分をしっかりと構築して、保育士の方に登録してもらって、現場も見てもらって、市内の公立もしくは私立保育所に人の手配が進めばいいなと思っておりますので、今後しっかりと進めていきたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

西井委員長 内野委員。

内野委員 コロナ禍の中で潜在保育士もこれからということでございますので、全力を挙げて、また来年も待機児童を出すわけにはいかないかなと思います。葛城市には家庭的保育はありません。また居宅訪問型もないということで、今後やっぱり人口も増えてきて、やはり子どもたちも増えてくるのかなと思う中で、しっかりとその辺の参入も呼びかけていただいているとは思いますが、今後この辺も力入れていただいて小規模保育も進めていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

西井委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

谷原委員。

谷原委員 そしたら、最後に1つだけ質問させていただきます。これは少し大きな話になります。今も少し出てきましたけど、葛城市における保育をどのように市民の皆さんにきちっと提供していくかということの中での議論になってきているかと思います。先ほどの内野委員の発言もそうだろうと思います。やっぱり、きちっとした保育を提供する。そのときに、2つ方法があると私は思っています。国が言うように、言ってみれば家庭的保育事業等、地域型保育を参入しやすくして参入させていくという方法と同時に、あとは公的責任ということをきちっと果たしていくと。

保育所をきちっと確保するというのもそうだろうと思うんですが、そこで市長にお伺いしたいんですけども、市長は人口5万人チャレンジということをおっしゃってます。この5万人チャレンジしようとするれば、当然、学校、保育所、これは拡充していくということは当たり前だろうと思うんですね。だから、5万人チャレンジということをおっしゃるのであれば、本当にその言葉に責任を伴うとするれば、保育ということは避けて通ることはできないわけですし、その場合は明らかに公的責任として、私としては保育所をきちっと何らかの形で施設型の形で提供していくということが大事だろうと思うんですけども、もちろん保育士の問題はありますけれども、そこについて阿古市長のお考えをお聞きしたいと思います。

西井委員長 市長。

阿古市長 どうもありがとうございます。確かに、葛城市はほかの自治体とはちょっと変わった傾向がございます。若い世代が非常に葛城市に向かって寄ってきていただいているというのは、ありがたいことでございます。

その中で、ご心配の保育所の問題につきましては、2年前から、一応その想定をある種、その増加傾向の想定も含めまして、施設の在り方をどうするのかということを検討しております。今現在、耐震化できておりません保育所が、実は2か所ございます。磐城第一保育所と當麻第一保育所が耐震化できておらない状態でございます。當麻小学校附属幼稚園の件もございますけども、そのようなある種、幼児といいますか、保育に関わりがある施設の統合等も視野に入れまして、どのような保育人数をカバーしていくことが適切なのかという検証を今現在やっております。

その計画につきましては、今回コロナの件がございますので、どの程度影響を受けるのか

ということも含めまして再検討が必要かとは思いますが、その整備に向かって検討しているというのが実情でございます。そのための予算も、この2年間、議会の皆様方に認めていただきましてその検討をしている段階でございます。その見通しといたしましては、できましたら早い時期にその結論をもって、どうするんだということをまた提示させていただけたらなという思いでございます。非常に贅沢な悩みではございますが、これは葛城市のこれからのまちづくりにとって避けられない道であると考えております。

社会資本整備といたしましては、ご心配いただいております乳幼児の問題がございますけれども、学校等もできましたら今の現状の5小学校2中学校をめぐりに人口規模の増加を目指したいなという思いがございます。ほかの社会資本整備につきましては、水道・下水道等の配管等がもう全市内ではほぼ終わっておりますので、新たな投資はまず発生しないのかなという思いでいたしております。一番心配しておるのが、乳幼児、保育の部門でございます。

以上でございます。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。もう少し具体的に、5万人チャレンジということで、今後の葛城市に保育の受入れ、これをどのように考えておられるのか具体的になかったので、現状、耐震化を進めたり、保育士の確保ということで努めておられるということは分かったんですけども、今後まちづくりの上でどのように市長がお考えなのかということをお聞きしたいと思っております。

西井委員長 市長。

阿古市長 具体的にとおっしゃいますと、具体的には今現在、葛城市内には3つの私立の保育所がございます。ほぼキャパシティーはもう満杯でございます。新設等、増築等していただいておりますので、今以上のキャパシティーは私立の現在の3保育所では求められない状況であると考えております。

その中で1つの考えといたしましては、私立の保育所を誘致するという考え方が1つ。それと、公立の保育所を新たに造るという考え方が1つ。その保育所の整備に当たっては、教育委員会部局とのその施設の統合も考えた中での施設建設が1つ。その3つのうちの、ほぼそれを検証しているという実情でございます。当然のことながら、幼稚園の誘致、保育所の誘致等も実は行っております。そのような打診をしたところ、前向きに検討していただいているところもございます。今申し上げられるのは、以上ぐらいのところでございます。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。ここの委員会でも、そういう形で保育所の誘致についても進めているということを前にもお話をされたと思います。引き続きそういうことで努力されてるということですから、私としてはぜひ施設型の保育所を提供するということを望みます。小規模保育あるいはこうした家庭的保育等になりますと、保育士じゃなくてもできる、あるいは非常に小規模であるし、基準としても非常に格差があると、保育提供の質の面で格差がありますから、一方で広くこういう条例で業者参入を求めるということでありますけれども、施設型保育と地域型保育事業では保育の内容に不平等がありますので、私としてはきちっとし

た保育サービスを葛城市が提供できるまちだということをまちづくりの基本にさせていただけたらと思っております。

個人的には、やはり日本の最大の問題は人口減少であります。もう一つは、GDPの3倍を超える国債残高があること、この2つは非常に大きな問題で、地方自治体におきましては子どもの出生率の向上、たくさん子どもが産まれるための施策、各自治体取り組んで、地方からこうした少子化の問題、しっかりと対策を取ろうという自治体が、ある意味では今後、まちづくりの中で脚光を浴びてくるだろうと私は思っております。ぜひ葛城市が積極的な保育事業を展開して、本当に若い方々が葛城市に住んでみたいなというまちになるためにも、私は質の高い保育サービスを提供するためにも、今回こういう条例改正になっておりますけれども、そういうことを目指していただきたいと思ひまして、一言だけお話して終わります。

以上です。

西井委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

副委員長。

奥本副委員長 今の谷原委員の質問で関連でお伺いしたいんですけども、今、市長おっしゃったように、現在、市内の私立の保育所のキャパシティは満杯ということで、1つの方策として1番目に私立の保育所の誘致ということを挙げられて、2番に公立保育所の建設ということでした。

そこで、まず私が考えるのが、このままの人口がずっと増えていって、公立を仮に建てたとして、それが維持できたらいいんですけども、先々でやはりその5万人を一時達成しても減っていくというときになったときに、その整備した保育所が維持できるのか。それと、公立は現状で保育士足りないんですよ。これ、前も何かの委員会で私言いましたけども、今現状、私立の保育園は何が何でもその保育士を確保する術を持ってらっしゃいます。派遣会社から頼むとかいろいろ手だてはあるんですけども、公立の行政はなかなかそこまで踏み込めないんですよ。そういうところを無理くり何とかかき集めたとしても、その保育士が先々で逆に余ってくるとそれはもったいない、施設も整備したけど余ってくるともったいない。そうなってくると、やはり民間のほうでまずお願いするのが対応が一番早いんじゃないか。そうやってきたときに外部の保育所を誘致というのものもあるんですけども、まずは今現状、市内の民間のところいっぱいなんですけど、そこに対してもうちちょっと何とかならへんかという声をかけられたのかどうか。その辺り、お伺いしたいと思います。

西井委員長 井上部長。

井上こども未来創造部長 失礼いたします。こども未来創造部の井上でございます。

ただいまの質問の部分でございます。私のほうからは、市内の私立に声をかけられたかどうかというところはお答えできるのかなと思っておりますが、今、私立は定員の弾力化運用で、ここのところもう数年にわたって2割ほどのプラスした児童を受け入れていただいております。すごくご協力いただいております。こちらのほうが、こちらに期限もございまして、もうそうそう今の施設でご無理をお願いするわけにはいかない中で、何とか

というお声も聞いておるところでございますが、今ある施設、その私立が増設とかでなければ、もう今ほぼ最大の努力をさせていただいてる状況かなと思っておりますので、こちらにつきましてはそういったところの状況でございます。

西井委員長 市長。

阿古市長 もう部長のほうから答えたとおり、私立に関しましては最大限ご協力をいただいている、声かけをしているという状況でございますので、ご理解いただきたいと思います。

それと、委員はいつもご心配されます、まずどれぐらいの人口増加率を求めるのかということによって、施設の在り方というのは変わってくると思います。私が望む、これは望むというのはおかしいんですけども、できましたらという思いの中では、そんな極端な1度の大きな住宅開発ではなく、徐々に数%の人口増加でいきたいなという思いがございますので、それに沿った形の保育施設ということを考えております。

先ほど部長が答えておりました、特に保育士の数がということで、今年度につきましては9名というかつてない保育士の新規採用をしたところでございますが、その中でやはり委員ご指摘のとおり、例えば二十歳、二十二、三歳の雇用をいたしますと、当然、終身雇用になりますので、ほぼそういう形を考えますと、ある一定の期間雇用するということが確定するという前提の下に対応いたしますので、その保育士の確保の中で難しいといえますのは、会計年度任用職員であったりですか、短期間、短時間の雇用であったりとか、そういうふうな部分が非常に難しいございます。あまりにも正職としての採用を増やしてしまいますと、今言ってるような問題が将来的にも考えられるというところがございますので、考え方があります。今現在、公立3つと私立3つというのが葛城市の保育士の状態ではございますが、できましたら私としては、新規の民間の保育所様のほうに来ていただけるというのが、一番行政としてはありがたい姿であるとは思いますが、なかなか今の現状の中で、そん中でいろんな相談はかけておりますので、数年の中では多分そういうような拡充という形の中で新たな保育所が確保できるという思いはありますけども、公立保育所等が耐震化の問題等もありますので、総合的な判断の中で規模等を考えていきたいなという思いでございます。

以上でございます。

西井委員長 副委員長。

奥本副委員長 ありがとうございます。今現状の状況で、特に民間の市内に現状ある私立の保育園のほうには声をかけていらっしゃるということでもいいんですね。もうキャパシティいっぱいこれ以上はということですよ。声かけたけども、確認はいただいたということですよ。その辺り、これは私がその辺の方とお話しする中で、もしその辺が市が非常に苦しいのであれば、我々も現状本当にもう手いっぱい、おっしゃるように2割プラスで増員対応してきたけども、それ以上でもし必要であれば、何らかの方法を考えんとあかんということをおっしゃってる方が実際いらっしゃるんで、その辺がもし実現できるかどうかは別として、当然用地の問題とかもありますので、情報交換だけは、新規のよそから引っ張ってくるにしろ、やはりその辺のことをクリアせんとあかんことでもありますので、情報交換しながら進めていただけたらなと思います。

西井委員長 ほかに質疑がございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 それでは討論させていただきます。私は、葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について、反対の立場から討論いたします。

今回の条例につきましては、先ほど来申し上げてきましたとおり、家庭的保育事業等におきまして、卒園児の受入先について基準を緩和するというものであります。この間、この基準についても次々と緩和されてまいりました。しかしながら、討論の中で明らかになったように、今回改正として付け加えられたのは、市長がその乳幼児の卒園後の受入先について、市長が措置すればそれについては認めるということであります。実態としては葛城市内の保育所等に措置するというものでありまして、それであれば連携施設としてきちっと葛城市内のもし家庭的保育事業所が来るのであれば、葛城市の公立保育所ないし私立の保育所と連携施設としてきちっと認可させるべきだと私は考えております。実態としてそうなわけでありますから、保育の質の確保、代替保育の件、現状では葛城市内にほかにないわけですよ。要は企業内保育所のようなものもないし、結局は公立保育所あるいは私立の保育所、施設型の保育所がそれを対応するわけですから、こうした条例によるのではなくて、連携施設をきちっと確保するという形でやるべきだという立場で、この条例には反対いたします。

付け加えまして、私は葛城市におけるまちづくりにおきまして、やはり子育てしやすいまち、さらには今、地方自治体が真剣に努力しております、やはりお子さんを出生する数を増やす、これを地方からやっていく。今、国はまさにそういう政策を放棄しているとしか私は思えません。したがってこういう安上がりな保育になるので、根本的には公定価格の改定など保育士に対する待遇改善をきちっとやる、そうしたことをきちっとやってる自治体では出生数が増えている自治体もございます。そうした実態こそが、まさに今後、日本の中の数が増えていく中で、国の政策も大きく転換させていくべきだと私は考えております。まさに80年後、人口が半分以下5,000万人も切ってしまうと、まさにもう空き家対策もできない、耕作放棄地もとんでもない、まさに本当に日本はどうなるかいうところで、やはり子どもの数を真剣に増やすような施策を考えるべきだということを私は申し上げて、反対討論いたします。

西井委員長 ほかに討論はありませんか。

内野委員。

内野委員 議第54号、葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、賛成の討論をさせていただきます。

本案は、国の基準省令の改正に準じて行われるものであり、内容は家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、卒園後の受入先である連携施設の確保があまり進んでいない実情を踏まえての改正と、保護者の疾患や障がい等により養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の実施が可能であることを明確化する改正でございます。

また、今回の改正される規定は、全て国が示しています従うべき基準を適用されています。いずれも家庭的保育事業等の運営基準を緩和するものでありますので、葛城市においても家庭的保育事業等に新規参入しやすくしておくことで、今後の待機児童解消に向けての方策の1つになると理解をいたしました。

今後とも増加が予想される保育ニーズに対応していただき、待機児童をできる限り出すことのないよう努力していただきたいことをお願いいたしまして、本案の賛成討論とさせていただきます。

西井委員長 ほかに討論はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第54号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

西井委員長 起立多数であります。よって、議第54号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第55号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 よろしく願いいたします。

議第55号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてをご説明させていただきます。

本案につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準、平成24年法律第65号の一部を改正する内閣府令が本年4月1日に公布、施行されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。特定教育・保育施設等運営基準の中には先ほどの議第54号と同じ家庭的保育事業等設備運営基準の記載がございますので、先ほどと同様の改正を行うものでございます。

改正の内容についてでございます。条例の新旧対照表の1から4ページでございまして、条例第7条第2項と第40条第2項、そして第42条第4項、第5項の4か所の改正でございます。

こちらでございますが、先ほどと同じような改正を行うわけでございますが、先ほどの条例が新規に参入していただくときの認可の基準でございました。今回改正させていただきますのは確認のための法律でございまして、平成27年から子ども・子育て支援のこの新制度に

なったわけですが、市町村が実施主体ということで、この市町村には確認制度というのが設けられました。私どもの施設給付型委託費、地域型保育給付費を事業者が受けるためには市町村による確認を必要といたしますので、そちらの法律とご理解いただきたいと思えます。そして、その市町村の確認を受ける施設、事業所が遵守すべき基準というところが先ほどの連携施設の確保というところをごさいます、そちらの記載が家庭的保育の先ほどと同じような文言が特定地域型保育事業というんですけれども、こちらの分が入っておりますので、同様の改正を加えるものでございます。先ほどもご説明申し上げましたが、進まない連携施設の確保というところを地方のほうからの提言を受けて関係法が改正されたわけをごさいます、内容的には同等のものでございますが、ただ条例第7条第2項と第40条第2項のこの2か所につきましては文言の整理でございます。

そして、先ほどと同じ部分につきましては第42条第4項になります。ページで言いますと3ページから4ページにわたっておるところでございますが、こちら先ほどと同等の改正でございます、特定地域型保育事業者は特定地域型保育の提供の終了に際し、この特定地域型保育というのが先ほど来の家庭的保育という分と同じでございます、に際して必要な保育の提供の終了、0歳から2歳までの、あと3歳以降になるんですが、必要な教育または保育を継続的に提供されるように卒園後の受皿として連携協力を行う施設を適切に確保しなければならない。が先ほどの分と一緒にございます、市長が特段の措置をするというところ、そういったところがある場合には、卒園後の受皿確保のための連携施設の確保を不要とするものでございます。

そして最後に、条例第42条第5項の改正につきましては前項の改正に伴う文言整理でございます。こちらにつきましても、法令に従うべき基準となっているものでございます。

なお、施行期日は公布の日からでございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。以上でございます。

西井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 今回の改正は2点あると思います。1点目は先ほど議論したとおりでありますので、そのことについては質問等も避けたいと思います。

今回は、先ほどありましたように特定教育というふうに、特定あるいは特定地域型保育事業のように特定というのが付いておりますが、これは保育無償化に関わって保育の無償化ができるということを認可する、認可された事業者は特定という名前を付けていると思うんですけれども、そのための確認ということなので、先ほど条例改正が成立した、この委員会でも可決された、その内容について改めてこちらで保育無償化に関わる条例についてその部分を改正するというところだろうと思うんですが、私が1点聞きたいのは1ページです。

文言の改正というふうにおっしゃったんですが、私これよく分からないので幾つかお聞きしますが、読み上げてみます。第7条第2項特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、「法」この法は何なのかということ、子ども・子

育て支援法の法なんですかね。第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項の規定により、この「第24条第3項の規定」と出てきましたが、その次の「同法」と出てきます。この「同法」という法が何なのか。それから同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第40条第2項、ここが新たな文言の修正のために付け加えたというふうにおっしゃるんですが、この第40条第2項及び第42条第4項第1号というのは、この法としては何になるのかというのが私もよく追えなくて、いわゆる子ども・子育て支援法なのか、児童福祉法なのか、ほかの法なのか、ここはよく読み取れないのでお願いしたいのと、そもそもこの条例の中身がどういう内容なのか、この第40号第2項及び第42号第4項第1号というのはどういうことなのか、これを質問したいと思います。

西井委員長 井上部長。

井上こども未来創造部長 失礼いたします。ただいまの谷原委員のご質問にお答えさせていただきます。

まずこちらなんですけれど、「法」という部分につきましては、子ども・子育て支援法を「法」とうたっておりますので、最初に出てくる第7条第2項の「法」、こちら最初に出てくる分につきましては、子ども・子育て支援法となっております。

そして、その次に児童福祉法云々第24条第3項の後に出てくる「同法」、こちらにつきましては児童福祉法という形でございます。

そして、こちらにつきましては、先ほどの3歳以上の部分についてですが、市長が3歳以上のお子さんについて優先的にあっせんというんですか調整ですね、調整を図ったり要請をかける場合がございます。そのときにはこれに応じてくださいよというような部分がございますので、そういったところも一貫するところがございますが、お答えになっているのかどうかなんですけれども、すいません。文言の整理ということで1つさせていただいたところなんですけれども、具体的にはそういったことがございます。

失礼します。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 私も、ここが改正になるわけですから、文言が元の法律でどうなってるかというのを確かめた上で判断しようと思って調べるんですが、どうもこの子ども・子育て支援法、それから児童福祉法、この条文をそれぞれ当たってみても、どうもピンと来ないんですよ。前回同じようなことがありまして、私はインターネットでしか見ることができないので、どうしても法律改正等について追いついてない場合があって、なかなか追えないときがあるので、できたらその改正に当たるところの条文について、参考資料として提供をお願いできないかということで、前回それを出していただいた部分があるんですが、今回は私も多少調べたのは児童福祉法ですから、障害児保育に関わることの要請だと思います。特に大きい問題ではないと思うんですが、こうした条例改正が繁くあって法改正があると、委員会の審査として、やっぱりきちっと法律に押さえた審査をするためには、その改正条文を我々インターネットではなかなか遅れて手に入らなかつたりするので、どうもとんちんかんになったりすることがあ

ります。前にもこれは要望で申し上げたんですけれども、できたら文言の修正その他ありまして、そこはちょっと付け加えていただけたらと。全てのことでないんですけども、殊この保育については、子ども・子育て支援法については毎年のごとくこういう形で変わっていきますので、ぜひそこはお願いしたいと思います。これは要望です。

以上です。

西井委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 先ほどの条例改正において反対したことと同じ理由になります。今回はこの条例については保育の無償化に関わって給付する事業者について確認するための条例でありますけれども、さきの条例改正に伴ってその部分を改正するというものであります。先ほど述べましたように、本来私は、国がきちっと連携施設を確保した上での対応すべきだと考えておりますので、この案件については反対いたします。

以上です。

西井委員長 ほかに討論はございませんでしょうか。

副委員長。

奥本副委員長 私は、この議第55号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することにつきまして、賛成の討論をさせていただきます。

本案は、この国の基準府令の改正に準じて行われるものでありまして、内容が先ほどの葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例と同じ趣旨の改正です。保育の提供の終了に際しまして、卒園後の受入先である連携施設の確保が進まないことを受けた改正でございます。人口が微増であり、児童数が増加傾向にある本市にとりまして、特定地域型保育事業者等の運営についても継続しやすくするための基準を整えることも重要であると理解いたしました。

よって、この改正案は本市にとって必要であると考え、本案に賛成させていただきます。

西井委員長 ほかに討論はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようであれば、討論を終結いたします。

これより、議第55号議案の採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

西井委員長 起立多数であります。よって、議第55号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

昼の時間になりますねんけど、議第62号まで全部やっつてしまおうかなと思っておりますが、それでよろしいでしょうか、皆さん。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

西井委員長 次に、議第56号、葛城市介護保険条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。どうぞよろしくお願いたします。

ただいま議題となりました議第56号、葛城市介護保険条例の一部を改正することについて、ご説明申し上げます。本案につきましては、2つの改正を行うものです。

1つ目としまして、本年3月30日、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定に関する政令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、第1号被保険者の低所得者に対する介護保険料の軽減強化に関し、所要の改正を行うものです。

2つ目としましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を受けて、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免措置を行うための所要の改正を行うものでございます。

それでは、順番に説明させていただきます。

1つ目としまして、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定に関する政令の一部を改正する政令が交付されたことに伴う第1号被保険者の低所得者に対する介護保険料の軽減強化に関し所要の改正を行うものの主な改正内容につきましては、昨年10月に実施された消費税率引上げによる増収分を財源として、所得段階が第1段階から第3段階の者に対して介護保険料の軽減措置を強化するもので、昨年度は消費税率引上げが10月からでございましたので、半年分として今年度改正額の半分に相当する額を改正させていただいております。今回の改正では、令和2年度から消費税率引上げ10%の満年度化に伴い、保険料軽減の完全実施として基準額に対する負担割合を、第1段階では0.5から0.3に、第2段階では0.75から0.5に、第3段階では0.75から0.7とし、それぞれの保険料を軽減するものでございます。

それでは、新旧対照表でご説明申し上げます。保険料に係る規定につきましては、1ページから、第3条第1項第1号、第2号、第3号に該当する方への軽減となります。2ページ目の第3条第2項の改正及び第3項、第4項を軽減し、金額をそれぞれ2万1,480円、3万5,760円、5万160円とするものでございます。

2つ目としまして、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を受けて、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免措置を行うための所要の改正を行うことについて、ご説明いたします。

令和2年4月7日に、閣議決定において新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行うことと

されたことにより、介護保険料につきましても所要の改正を行うものです。

新旧対照表を御覧ください。4ページと最終ページにかけまして、附則第6項に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合における保険料の減免を定めるものでございます。附則第6項第1号では、新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項の新型コロナウイルス感染症により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、または重篤な傷病を負ったことによる保険料の免除について定めるものでございます。

次に、附則第6項第2号では、新型コロナウイルス感染症の影響により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入の減少が見込まれることによる保険料の軽減について定めるものでございます。

施行期日につきましては公布の日で、1つ目としまして、改正後の第3条の改正につきましては本年4月1日から、そして2つ目の附則第6項と第7項の規定につきましては本年2月1日からの適用としております。

以上でございます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

西井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんでしょうか。

谷原委員。

谷原委員 よろしくお願います。先ほど国保税のこの軽減措置についてと同じようなことの質問になるんですが、担当者の方も変わっておられますので、再度、確認のためにお聞かせ願えたらと思います。

先ほどありましたように、新型コロナウイルス感染対策に伴う緊急経済対策の一環として、このことが取り組まれてきたと思います。その際、市内事業者の方の中には大変収入が減少する、あるいはとりわけひとり親家庭の方々の、特に女性の方の雇用が、小売店などの非常に不況で失われるというふうな中で、収入という面で例えば1人10万円の特別定額給付金なり持続化給付金ということがあるわけですけれども、支出をどう抑えるかということについても、そういう方々は大変深刻な状況になっておりますので、関心が高いところであります。国保税の軽減については、先ほど条例改正しました。今回、介護保険料の支払いについて、やはりそういう収入を大きく減らした方については、きちっと対策取って、こういうのがこれは国の施策であろうと思います。

そこでお聞きしますけれども、減免となった場合の財政措置、これはどうなっているのかということでもあります。介護保険料におきましては、半分は国等が持つと、半分は言うたら被保険者の方々が保険料として支えてるわけですが、そのことがどうなってるのかということをお聞きします。

それから2つ目、減免の対象については、国保税のときは条例の中に全く書いてなかったので、今回はきちっと書いていただいておりますので、収入が3割減った方ということでありませけれども、問題は収入が3割減ったという認定の方法なんです。これについてはどのようにお考えになってるのかということをお聞きします。

それから3つ目でありますけれども、認定されました。しかし、今年度の収入についての見込みでこれを申請するわけですから、確定申告を年越えてやったときに、今年度の収入が実は3割も減ってませんでしたよというふうになった場合です。これについては、要は返金するとかいうことになるのかどうか。国保の場合は、国保税のことについて確認したら、これは確定申告においてそういう結果が出てても税を戻せという更正はしませんよということでしたが、介護保険料の場合についてはどういう扱いになるのかについて確かめさせていただきます。

西井委員長 中井課長。

中井長寿福祉課長 長寿福祉課の中井でございます。よろしくお願いいたします。

まず、質問の減免の財政措置のほうですけれども、こちらのほうは、ただいま国のほうから頂いてます情報では、全額財政措置のほうをお願いできるということで連絡のほうは頂いております。

次に、収入の確認方法ですけれども、まず去年の収入と今年の収入についての差と伺いますかを確認することになるんですけれども、それはそれぞれ皆様の事業収入であったり、不動産収入、山林収入、給与収入等々、収入の種類は様々なんですけれども、それぞれにおきまして見込みの分につきましては、こちらでお聞きさせてもらう分とそれ相応の書類を示していただくということで対応していきたいと思っております。

あと最後に、見込みで申請された後に、確定申告をされたら金額が違っていたときはどうなるかというようなことだと思んですけど、こちらのほうも先ほど国保税のほうでお答えさせてもらってましたように、最後に来年の確定申告のときにやはり齟齬が、違いがありますということがあっても、そちらのほうを確認する必要がないというようなQ&Aで国保税のほうに来ておりましたので、同じように対応していきたいと思っております。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。国保と同じように全額国が減免した部分の財政措置を行うということですから、葛城市の財政負担はないと。また、加入者の保険料に頼ることがないということが分かりました。これは、緊急経済対策ということで本当に妥当なところだろうと思えます。

それから収入につきましては、合計収入ではなくてそれぞれの収入において前年度比3割以上収入が減った場合に、それ相応の書類を出せば認定しようということでありました。

3番目は、これはまだ現在進行中なんですね。今年の収入、所得は確定しておりませんから、だからそれが見込み違いであった場合どうなのかと。それは見込み違いであっても、つまり3割減ってなくても、3割減ったとして出して3割減ってなくても、それについては減免どおりですということですから、これは広く救済しようという措置だろうと私は思います。1人10万円給付するいうのでも、何なんだということなんだけれども、今のこういう状況の中で救済するという措置、緊急対策としてやるということですから、こういう措置になつてらんだらうと思います。

そこで続いて質問したいと思えますけれども、先ほどありました、それ相応の書類という

ことがどういうものを想定されているのかということをお聞きします。これにつきましては、持続化給付金につきましても、我々は簡単だと思うんだけど、なかなか申請する方についてはハードルが高くなったりしますので、どういうものを想定されてるのか、1つお聞きします。

それから2番目ですけれども、この介護保険料の減免の減額については段階があるんでしょうか。所得に応じて、収入減に応じて、あるいはその人の所得に応じてということなんか、収入減ですかね。これは、5割以上とかゼロとか、その程度というのはどういうことになってるのかということについてお伺いします。

西井委員長 中井課長。

中井長寿福祉課長 長寿福祉課の中井でございます。

まず、必要な書類というところでございますけれども、先ほど申しあげましたように、事業収入等というところにはいろいろな収入の種類があると思われませんが、年間を通じた売上見込額などから関して、何らかの実績を基に見通しを示していただくことが必要になると思っていますので、帳簿の一部などを見込みのときには示していただくことも必要になるときもあるかと思いますが、実際の必要な書類等につきましては、これからまた広報かホームページなりでそれぞれの収入によりまして必要な書類違ってくるかと思っておりますので、示させていただきたいと思っております。あと、もちろん給与所得者の方につきましては、給与の明細書が一番分かりやすいかと思っておりますので、そちらのほうを示していただくと思っております。このように、収入形態につきましては様々な方法が考えられますために、一定の合理性を担保しつつ、柔軟に対応していきたいと思っております。

あと減額の割合ですけれども、減額につきましては、葛城市介護保険料の徴収猶予及び減免取扱要綱の一部を改正する要綱で定めることにしております。

まず、1つ目の要件であります世帯主が死亡または重篤な症状になったときにつきましては、保険料の全額を免除いたします。

2つ目の、所得が減少することになったときにつきましては、前年の事業等の収入が全体の収入に占める割合により減免額が決まるように設定しておりますので、一部、段階的にはなります。

以上です。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 言いつ放しになりますけれども、これからそれ相応の書類については決めていくことでもありますけれども、前年度比収入が減ったということが大きな、前年度の所得は確定申告されてるわけですから、それと比べてなのでそれははっきりしてるんですけど、今月減った来月減った、その部分について減ったところの書類で確認するという認識をさせていただきました。国の全額補助ということもありますし、見込み違いであってもそれについては返金の見込みがないということでもあります。書類がきちっとしておれば非常に有利な救済策になると思っておりますので、ぜひ適切な形で、市民が利用しやすい形での広報も含めてよろしく対応していただきたいと思っております。

以上で、そのことについてご意見だけ申し上げて終わります。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第56号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第56号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第61号、工事請負費の締結について（中央公民館及び市民体育館耐震他改修工事）を議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

吉井教育部長。

吉井教育部長 教育部長の吉井でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、上程になっております議第61号、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案につきましては、中央公民館及び市民体育館の耐震化を目的とし改修工事をしようとするものでございます。本年6月8日に一般競争入札を実施した結果、4者が応札し、株式会社キタムラが落札いたしましたので、契約金額4億1,000万8,500円で請負契約を締結しようとするものでございます。なお、仮契約の締結を令和2年6月11日に行っております。

本案につきましては、請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約締結期間は、議決の日から令和3年3月26日を予定しております。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

西井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。よろしいですか。

谷原委員。

谷原委員 入札結果については、こういう形でこれから契約の締結に入るということですが、関連性ということになるんですけれども、これは改修工事の請負ということだろうと思っておりますけれども、工事については監理・監督という業務も発生すると思っております。この監理・監督については、今後、入札等、何らかの形でやられるのかどうか、ここをお聞きしておきます。

西井委員長 吉田課長。

吉田中央公民館長 中央公民館の吉田です。よろしくお願ひします。

中央公民館と市民体育館は別々に耐震診断を実施し、それぞれ別の設計業者により耐震設計を実施しましたが、設計の段階で両施設が隣接しているため、仮設費用や安全対策等を協議していく中で、両施設を一体工事で耐震改修工事を実施することで費用面メリットがあるとの案が出たことから、その計画で協議しながら進めさせていただきました。

一方、その監理業務につきましては、設計者に見積りを徴したところ、内容精通していることから、当然のことながら設計者以外の見積りよりも安価で、設計意図の伝達業務も発生しないことから、また耐震工事と同様に一体工事で監理業務を一者で行うことになると、どの業者においても当該設計に精通していない部分があり、その面で高くなることが予想されてきてメリットがないため、それぞれの設計業者に随意契約をする案で検討を進めさせていただいております。

以上でございます。

西井委員長 よろしいですか。ほかに質疑はございませんでしょうか。

梨本委員。

梨本委員 梨本です。よろしくお願ひします。

この中央公民館と市民体育館の耐震改修工事に当たって、令和3年3月26日まで工期ということなんですけれども、その間、市民団体の方であるとか、それからこの中央公民館、体育館を使用したいという方、今年に関してはコロナの影響もあって、どこまでそういった方がいられるのか分かりませんが、聞く話によると不安を感じてらっしゃると、そういった行事をちゃんと借りてできるのかということに非常に不安を感じていらっしゃるといふ声も上がっております。その辺りの配慮はどないなってるのかということをお聞かせいただけますでしょうか。

西井委員長 吉田課長。

吉田中央公民館長 中央公民館の吉田です。

ただいまの委員の問いに対して、工期等の説明を兼ねて説明のほうさせていただきたいと思ひます。耐震改修工事の工事期間中は、安全第一のため、また工期の短縮と経費の節減のため、一部休館体制を取りながら進める計画をしております。中央公民館の小ホールを9月から10月、中央公民館本館を10月から11月までを集中工事期間として、一部休館体制で安全を確保しながら進め、年度末の工期まで、外回りと仕上げの工事を進めてまいりたいと考えております。また、市民体育館は12月から3月までを集中工事期間としておりまして、その間の教室、講座や貸し館につきましては、葛城市のほかの施設と協議し、当該施設を使っただかくを確認しながら、生涯学習の推進に影響が出ないように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

西井委員長 よろしいですか。ほかに質疑はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようですので、議員間討議を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第61号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第61号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第62号、財産の取得についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

吉井教育部長。

吉井教育部長 それでは、上程になっております第62号、財産の取得についてご説明申し上げます。

本案につきましては、G I G Aスクール構想に基づく公立学校情報通信ネットワーク環境整備費補助事業において、各校に設置する無線アクセスポイント、タブレット保管庫、各種ネットワーク機器等を取得しようとするものでございます。本年6月8日に指名競争入札を実施した結果、3者が応札し、日本電通株式会社が落札しましたので、契約金額7,150万円、うち財産の取得に係る金額3,537万4,713円で委託契約を締結しようとするものでございます。

なお、仮契約の締結を令和2年6月11日に行っております。

本案につきましては、委託契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約締結期間は、議決の日から令和3年3月12日を予定しております。

説明は以上になります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

西井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 それでは、1点だけお聞かせください。入札結果公表書とあって仮契約書があり、最後に内訳別紙明細書というところが付いております。その内訳別紙明細書におきまして、品目の中に、この8のところですか、充電保管庫というのがあります。これは、さきの3月定例会で予算特別委員会等でもこのG I G Aスクール構想に伴う様々なことについて議論してきたわけでありまして、この充電保管庫が特定のパソコンあるいは機器しか保管できないものなのか、あるいは幾つかのものについて保管できるようになっているものなのかというところについてお聞きします。

その質問の意図は、G I G Aスクール構想について、さきの予算特別委員会で私のほう、

ちょっと申し上げたんですけれども、政府のほうもこれは多額の費用をかけて1人1台のノートパソコンなりを購入していく事業になりますから、できるだけ大きなまずで調達することで調達金額を下げると、そのためには都道府県が一括購入等を行っていくことも政府のほうも推奨しておられます。

したがって、葛城市におきましても葛城市の財政負担をできるだけ減らすために、そうした県なりの取組、こうしたところに参加するとすれば、先にこの充電保管庫で機種が決まってしまうとそもそもそういうことが難しくなるということが考えられますので、そのことについてどうなのかということについてお聞きします。保管庫が特定の機器しか保管できないものなのかどうか、お聞きします。

西井委員長 村田課長。

村田教育総務課長 教育総務課の村田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

谷原委員のご質問でございます保管庫の対象機種、特定のものしかできないのかということやったかと思ひます。こちらについては、機種を選定するわけではなく、充電する機器をケーブルと本体と納めるものでございまして、機種が変わったとしてもその保管庫に納めるというふうにするものをお考えでございます。

以上でございます。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 分かりました。ありがとうございます。

西井委員長 ほかに質疑は。

副委員長。

奥本副委員長 すいません。具体的に機器の使用についてお伺ひいたします。このアライドテレシスのネットワークの機器もろもろなんですけども、型番からいくと有線LAN、無線LAN両対応ということになっております。そこは、基本的にどちらの形態での運用をお考えおられるかというのが1点と、このシステムの管理のところなんですけども、基本、クラウドで遠隔管理できるということです。この辺の管理は、実際トラブルが起こった際に学校現場に任せるのか、あるいはクラウド使用でシステム部のほうでされるのか。この2点をお伺ひいたします。

西井委員長 村田課長。

村田教育総務課長 教育総務課の村田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

ネットワーク機器の部分でございますが、こちらについては基本的に無線LANで運用をお考えしております。

あともう1点の管理部門についてでございますが、こちらについては通常トラブルはそこまでお考えはございませんが、もしあった場合についてはソフト部門として学校教育課のネットワークの担当がございまして、そちらのほうに担当させていただくと、対応に当たるという形でお考えでございます。

以上でございます。

西井委員長 もうよろしいですか。ほかに質疑はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第62号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第62号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

休憩挟んで昼から調査案件、所管事項をさせてもらいたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。昼から、午後2時から開会いたしますので、どうか皆さん方ご協力のほうよろしくお願いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後0時23分

再 開 午後2時00分

西井委員長 休憩前に引き続きまして、会議を行います。

まず最初に、午前中の住民基本カード、住基カードに関する件について理事者より報告がございますので、発言を認めます。

増井課長。

増井市民窓口課長 市民窓口課、増井でございます。午前の内野委員のご質問にお答えいたします。

住基カードの交付枚数についてでございますが、令和2年6月22日現在、今日現在ですが、243枚となっております。

以上です。

西井委員長 今の報告でよろしいですか。どうもご苦労さんでございました。

引き続きまして、本委員会の所管事項の調査案件についてであります。

初めに、ゴミの減量化に関する諸事項についてを議題といたします。

本件につきましては、理事者より報告をお願いいたします。

前村市民生活部長。

前村市民生活部長 市民生活部長の前村でございます。

葛城市クリーンセンター焼却施設運転管理業務に係る委託につきまして、債務負担行為の補正をお願い申し上げ、予算特別委員会でご審議いただくに当たり、まず所管いただく厚生文教常任委員会でご長期包括民間委託を選択させていただくに至った根拠と経緯を説明させて

いただきますので、よろしくお願い申し上げます。大変恐縮なお願いでございますが、18分程度お時間を頂けますよう重ねてお願いいたします。

本来ですと、令和2年度当初予算審議に合わせてお願いすべきでございましたが、当初予算要求時点では検証が完了しておりませんでした。ですので、3月議会ではごみ焼却施設運転管理委託料につきましては、平成29年度から令和元年度までの3か年契約金額の9か月分と、今後契約を行わせていただくとする長期包括民間委託費の概算額の3か月分とを合わせた12か月分で、当初予算を認めていただいたところでございます。

ごみ焼却施設運転管理に関しましては、昨年6月議会でも一般質問をいただき、「竣工から1年間だけの検証でなく、もう少しよく検証してください」とのご意見を頂いてきたところでございます。

まず、長期包括民間委託を選択させていただくに至った客観的な説明根拠資料として、平成30年度に378万円の運營業務検討委託料をお認めいただき実施させていただきました葛城市クリーンセンター運營業務検討報告書をお手元に配らせていただいております、この報告書を用いて、本日に至った経緯の概要説明をさせていただきますので、報告書を御覧いただきますようお願いいたします。

1ページ目は、クリーンセンターの安定的な施設稼働と財政負担縮減の観点から、包括的長期民間委託を導入すべきかどうかを含めて事前検討を行い、決定に資する報告書を作成することを目的とするという、この検討報告の目的を書かせていただいております。

次に2ページから7ページ目にかけては、現状の分析として、ごみ処理の現状、ごみの分別区分及び収集運搬体制、ごみ排出量の実績、施設の概要、配置、処理工程を説明しています。

8ページでは運転管理の状況として運営管理体制と運転実績を、続く9ページに運營業務分担表、10ページが搬入処理実績、11ページ、ごみ質調査結果、種類、過去5年間の推移、そして13ページが維持管理費の実績となっております。

14ページを御覧いただきたいと思います。ここからが、13ページまでの葛城市クリーンセンターの現状実績を踏まえた包括的長期民間委託の要求水準及びリスク分担の検討でございます。現在のクリーンセンターの民間委託の内容は、この表3の1の1のレベル1、運転管理業務のみを性能発注するもので、運転管理における民間の創意工夫で効率化を図るものでございます。この効果は、表の上の文章の2段落目、上から3行目でございます。レベル1では、運転管理業務について複数年契約とすることで学習効果が働き、人件費にかかるコストを中心に削減効果が期待できると説明してございまして、この水準を1段階上げたレベル2では、物品調達業務などを含めた委託とすることによって、大口購入など、民間の創意工夫により、消耗品の調達管理面で効率化が期待できるとされています。さらにレベル3では、運転管理業務や物品調達業務だけでなく、補修や修繕についても民間事業者の業務範囲となる。民間事業者にとっては、長期的視点から補修や修繕を合理化することで利益が増える余地が生まれることから、従来のように補修や修繕を手厚く実施するのではなく、予防保全を効率的、効果的に行うことで、運転経費と維持補修費との最適化により大きなコスト削減効

果が期待できる。また、公共にとっては、後年度の維持補修費の上昇を契約に盛り込み平準化して支払うことができるため、突発的な財政負担が必要となることなく、安定的な財政運営が可能であるとされています。

右側15ページ、下の図3の1の1が、委託レベルの違いによる経費節減のイメージでござい
います。

次のページ、16ページから21ページにかけては、事業期間、業務範囲の検討でござい
まして、事業期間が長いほど維持管理の効率化の余地が拡大するため、ライフサイクルコス
トの削減が可能で、コスト面でのメリットは大きくなる一方で、施設の主要機器の耐用年数
を事業期間が大幅に超える場合、大規模修繕や更新費用の事業者見積りが必要となり、事業
者の応札価格が割高になる可能性があるなどから、事業期間としては現状の3年間も含めて
10年間及び15年間について検討しています。

22ページ、23ページが、将来の施設修繕工事の推定でござい
ます。これまでの3年間は竣
工間もないため、修理箇所も極めて少なく瑕疵担保期間でありましたが、今後、稼働4年目
からの費用の推定として、クリーンセンターの当初建設費用に経過年数に応じたそれぞれの
補修費率を掛け合わせ見積もっています。

次の24ページは、中段の表4の2の1に、平成25年度から平成29年度までの5年間の人口
と、ごみ排出量の推移を検証しています。

次のページ25ページ以降31ページまでは、この事業に対する受託側、民間事業者の検討で
ござい
ます。32、33ページは、現状の委託方式と包括的長期民間委託による運営維持費の比
較検討でござい
まして、次の34ページ、35ページで、包括的長期民間委託導入効果の算定結
果を表しています。

35ページの上から3段目からを御覧いただきたいのですが、包括的民間委託を導入した場
合、現時点の事業条件において3年間で削減される運営維持管理費は約1億1,000万円で率
にして8.4%、10年間では約3億8,000万円で率にして9.3%、15年間では約5億5,000万円、
率にして9.7%で、支払いに対する価値は事業期間が長期になるほど高くなっています。

報告書の概要説明は以上でござい
ます。ありがとうございます。

この報告書を基に、今度は平成31年から行政側で更に長期包括を視野に入れつつも、包括
の範囲を検討しました。ただいま御覧いただいております平成30年11月のコンサルタントの
この検討報告では、リサイクル施設運転管理業務及び資源ごみ収集運搬業務についてまでも
包括したほうが一般的にはメリットがあるとされておりました。しかしながら、当時から議
会でもリサイクル施設運転管理業務と資源ごみ収集運搬業務の委託契約の在り方について、
いろいろとご指摘やご要望、ご教示を頂いておりましたことを受け止め検討を重ねました結
果、リサイクル施設運転管理業務と資源ごみ収集運搬業務を包括するメリットが十分確認で
きるまでには至りませんでした。

よってこの度は、リサイクル施設運転管理業務及び資源ごみ収集運搬業務については、こ
の長期包括から切り離して、長期民間委託は焼却施設運転管理業務についてのみさせていた
だくという結論になりました。そして、昨年、令和元年度予算を頂いておりました民間委託

契約支援業務委託料を484万円使わせていただき、この形での要求水準書作成等を行わせていただきまして、令和2年3月に要求水準書、仕様書等が完成したところでございます。

ですので、なぜ平成30年11月に完成しているこのお手元の検討報告書の報告が今なんですかということですが、この検討報告書の1ページ目に、クリーンセンターの安定的な施設稼働と財政負担縮減の観点から、包括的長期民間委託を導入すべきかどうかを含めて事前検討を行い、決定に資する報告書を作成することを目的とすると書かせていただいておりますように、平成30年11月に委託先のコンサルタントから報告を受けて、更に行政側で内容を検討、検証し方向性を決めさせていただいた上で、翌令和元年度にこの方向での要求水準、仕様書作成、支援業務をさせていただき、本年令和2年3月に完成したものでございます。これを受けて、今回の債務負担行為をお願いするに至ることができた次第でございます。

本来は3月議会でこの説明をさせていただくべきではありますが、予算要求締切り時点では要求水準書が完成しておりませんでしたので、今回の6月補正でのお願いとなりました。まずはコンサルタントの検討報告書を作らせていただき、それを基に今度は行政内部でこの内容を検証し、続いて仕様書作成、設計価格設定等を、昨年度本年3月までに行い、それを確認してようやく議会でご審議をお願いできるような一連の検討、検証がまとまりましたので、今回ご審議をお願いするものでございます。

申し訳ございませんが、ご理解をいただきご審議賜りますようお願い申し上げます。

次に、別添のA4の資料の説明でございますが、ホッチキス止めしてる部分ですが、以上の経緯から、報告書はリサイクル施設運転管理業務及び資源ごみ収集運搬業務を包括したものでございましたので、そこからリサイクル施設運転管理業務及び資源ごみ収集運搬業務分を除いた点検補修費の推定報告書22ページの分と、導入効果の算定部分、報告書35ページの分の再計算データでございます。今回、債務負担行為のご審議をお願い申し上げます包括内容は、リサイクル施設運転管理業務及び資源ごみ収集運搬業務分を除いた焼却施設の運転管理委託、用役費、点検・補修費を包括するものでございます。

そして、最後もう1枚A4の資料の下の表の3列目、LCC9年合計税込み25億1,511万5,000円が、令和3年度から9年間で債務負担行為額としてお願いするものでございます。さきの3月議会におきまして、本年令和2年度当初予算として3か月分だけを頂いておりますので、令和3年度からの9年間分となっております。

なお、先ほどの報告書は平成29年度1年間のみの検証実績数値を用いておりますが、この最後のA4一枚の表では、令和元年度までの3年間の検証期間を頂きました令和元年度の直近の実績数値に置き換えさせていただいております。左側のPSCの列が市が自ら実施する場合、右側LCCの列が10年間の長期包括民間委託額でございます。この内容で焼却施設運転管理業務を長期包括するメリットは、まずは突発的な市の財政負担が必要となることがないよう運営経費を平準化すること、これにより長期的、安定的な運営が可能となることであります。

また、焼却施設運転方法の最適な管理によるダイオキシンをはじめとする排出ガス等大気汚染防止対策、そして経費的に大変高額となる炉の延命に結び付く運転等に極めて高度な技

術が求められますことから、現在までも管理運営のノウハウを持っている民間事業者に委託して行わせていただいておりますが、これを長期の委託期間が担保されることにより、計画的な人材育成、用役調達、計画的な設備装置の維持補修が可能となり、調達コスト削減効果等ランニングコスト削減意識が働きます。そして、事故などによる施設稼働停止リスクを回避できることなど、施設運営の安定化効果も得られます。加えて、複数の業務を長期にわたりまとめて発注することは、短期間の委託に比べて期間中の事務手続も簡素化される効果を見込むものでございます。

なお、3年、10年、15年の検討の説明でございますが、報告書の再計算データ35ページを御覧いただきますと、10年の期間よりも3年のほうがコスト削減率が良いのにということになるのですが、この3年間と申しますのは竣工から4年目、5年目、6年目の3年でありますので、この3年間だけで終了となるのなら当然3年を選択すべきであります。しかし、次の3年間、そのまた次の3年間のことを考えますと、やはり10年間のほうが効果があるというのが、この長期包括民間委託の考え方でございます。

さらに、15年間を検討するときでございますが、こちらは竣工後18年目までを考慮することとなりますので、プラントの耐久年数等から、この辺りで大規模改修等、総合的な検討が必要かと思われること、そして15年間もの長期となると、契約期間中の受託企業の経営状況の変化等も懸念されます。また、本市条例の長期継続契約期間の最長も10年でありますことなども参考に考慮し、この結論に至り、お願い申し上げる次第でございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

西井委員長 ただいま報告願いましたこのことについて、何かご質問などはございませんでしょうか。
谷原委員。

谷原委員 よろしくお願ひします。今回、調査案件ということで、葛城市クリーンセンターの運營業務につきまして、検討報告書及び市の見解について今お話しいただいたんですけども、最初にもう一つだけ申し述べておきたいと思うんですが、当初、この業務検討報告書、平成30年11月にもう既に出来上がっております。この平成30年度の予算で、コンサルタント会社にこういうことをやるということで、予算計上して我々議会で認めているわけですね。その成果報告書がこういう形で出ているわけですが、これに基づいて現在の葛城市クリーンセンターの今後の長期的な補修も含めた運営をどうするかということで報告書を頂いてるわけですけども、この報告書及び市のこの報告書に基づく検討によって、今回、一般会計補正予算の中で長期契約に関わる債務負担行為について案が出てたんですね。私それを見まして、これは9年間の長期の債務負担行為だったと思いますが、我々の議員の任期はもうあと1年しかありません。さらに、我々議員がその後のことまで含めて長期に縛るようなことについて、補正予算の中にそういう形で追加補正として案が出ていると、私は非常に驚きまして、こんなことについて説明をきちっとしていただきたいということで申し述べたんです。

なぜそういうふうなことが分かったかということ、この一般会計補正予算の議案の説明会、これは参加は任意であります。そこで初めて、その長期債務負担行為に関わる根拠の資料としてこの資料を出してこられたので、これは任意の説明会で説明するようなものではないと。

少なくとも所管の厚生文教常任委員会ではごみの減量化の問題について調査しているわけですから、この中にもごみ減量化に関わるような中身についての資料もございます。私はもっと早くこの中で業務検討報告書を出していただいて説明していただいて、そして我々議員も勉強しますし、長期包括契約はどういうことかということについても研究もできます。ところが、そういう時間もなく今回、委員会で初めてこういう説明をされるということになりましたから、私としては本当にどう判断していいか困るわけですよ。

この予算特別委員会で実際に審査になると思いますが、この問題について私は、なぜ早く議会に対してこの報告書を出して、そして議員のそれなりの周知を集めるということをしなかったのか。もうそんな機会なんかないわけですよ、もうね。だからその点について、この議会運営上の運び方、議案を議会にかけるといふこのかけ方において、行政の側はどのようなふうな考えでおられるのか。私はそこをもう一度お聞きしたいんです。これだけお願いします。

西井委員長 前村部長。

前村市民生活部長 行政側というか、私どもの考えといたしましては、まずコンサルタントの報告書を頂いて、そのまんまを議会で丸投げして、もうこの内輪で検討しないまま議会で審議いただいても、あまりにもスタートとしては早過ぎるんじゃないかなと。やっぱり、行政側で自分たちでこの報告書の内容を吟味し、さらにその時点ではリサイクル施設等がいろいろと議会でもご心配いただき、契約の在り方等をこれまでの議会で必ずと言っていいほど議題として上げていただいておりますので、やっぱり理事者等との考えをすり合わせながら、理事者の意見も聞きながら、そしてある程度の方向性を決め、そして値段もこれぐらいになりますよという行政として一通りの筋道を立ててから議会でご審議いただくのがいいのじゃないかなという判断からそうなったものでございます。

谷原委員が教えていただいておりますように、先に出して一緒に考えていただくのも、今後はそういう考え方もあるんだなということは、また考えに入れながら気をつけたいと思います。すいません。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 私としては、ごみの減量化あるいはそのごみ焼却施設のことについては、やっぱり市民の協力を得なければなりません。ですから、また非常に長期にわたるものだし、高額なコストがかかる問題でもありますから、この点については報告書が出た時点で行政側としてこれから検討するということになるわけですが、我々も検討したいわけです。行政がこれを基に様々検討したことも、この委員会で報告していただければ、それをもって我々も意見を述べながら、一緒になって契約の在り方、長期包括契約、ごみ処理、管理、運転について、やっぱり市民の声も聞きながら、我々の調査も含めながら、より良いものを作っていくことになると思うんですよ。私が一般質問なんかでも取り上げましたけれども、なかなかいろんなことを明らかにしていただけないんですが、これ見たら、何やこんなところやったら我々苦勞せんでも結構資料出てるやんと思うようなもんなんですよ。ほんなら、我々が一般質問でそれこそ拳上げてやるような議論ではなくて、やっぱり冷静に現実的な問題として、いか

にコスト削減をし市民の皆さんに協力できていただけるかという議論をできたと思うんですね。

そういうこともありますから、私としては今回こういう形で、もう本当に方向性は決まっているわけですよ。方向性は決まって、もう長期債務、包括契約やれいうて、もう補正予算まで出てるわけですよ。もうそんな形で出てくると、行政の方は勝手に一方的にやっていたくんだなあ、我々は正確なこともあまり理解できないまま判断迫られることになるんだなということで、議会軽視という言葉が出たりしてますけれども、私はやっぱり議会と行政が一緒になって、こういう問題を作っていく上では、今回のやり方は私はちょっと遺憾であると、残念であるということをお知らせしておきます。

以上です。

西井委員長 ほかに何かございませんでしょうか。

西川委員。

西川委員 谷原委員がおっしゃるのはもっともな話やけど、議運のほうでもそういうことやなど。ただ、これ6月の補正予算に出て予算特別委員会があるので、谷原さんも抑えてこれ質問したあると思いますけれども、もうずっと思うてはったんやろうけれども、市長よう聞いといてくれなあかんのは、今、議会軽視言わはった、こんな何回も僕言うてました、こういうことを。こういうふうなことを報告したと同時に、これ既に6月の予算に上げて、例えば今日これを資料として出してきて、それで次の議会に補正予算にこの長期債務の債務負担行為、これをこういうふうにやりたいねんいうねやったら、まあまあそれなりに検討する時間もあるけれども、既にや、既にこれも報告と同時に、明日ですよ、予算特別委員会。この補正予算出てくるんです。長期の債務負担行為というか、自分らの任期中にというふうなこと、いろいろな議決していかんなんことは合併のときもありましたよ、それは。自分らが任期中にそういうことにならんとかいうのはありましたけれども、これはあまりも谷原委員言うように出し方がひどいよ。普通は、9月だったら間に合わんのかどうか知らんけど、9月なら9月に出してきたらええねやんか、補正は。ポンとこういうふうなこと出してきて、それで6月補正予算でもう既に負担行為に入っていくその予算上げてくるわけやんか。それを議決せえて言われてたら、それは誰だっておかしいなと思いますよ。市長、どう思いますか、これ。

西井委員長 前村部長。

前村市民生活部長 負担行為を上げさせていただきますのは、要は9月ではというのは、今、令和2年3月31日まででこれまでの3年間の契約が切れ、次の契約をするために随意契約期間を頂いております。その業者選定やプロポーザルなり入札なりの手続を進めていくに当たって、応札側の業者がこの1年間だけの3か月だけの予算しか議会で認めてないようでは、こんなところへは手を上げに来れないと。ですので、残り9年なりの担保、その額を補正するんじゃないなくて、こんだけかかりますよ、1年1年で2億円ずつという考えもあるんでしょうが、こっちのほうが行政運営として平準化できるだろうという考えの下で、この提案をさせてご審議をお願いしておりますが、その裏付けがないとなかなか応札してもらえないということ

で、すいませんが、今回6月となりました。

おっしゃっておりますように、3月に本来ならばすべきでありましたところが、この要求水準書、仕様書、出来上がったのが3月でございましたので、予算要求の12月、1月時点ではまだ検討中でした。そういう状況でございます。申し訳ございません。

西井委員長 西川委員。

西川委員 部長言うてんのが、それがそういうことが本当なのかどうかは、これ12月にひよっとしたらできてるかとも分からへんわけで、少なくとも3月にはできてたとは僕思いますよ。それで、この報告書、僕はこれ、はっきりとこのやり方で節約できて、それで業者が、特殊なもんやから一々そのよその業者に意見かてやってて、それでそこの業者しか持ってないようなやつをどこかに管理やっという、それでそこからまた何か部品を買わなあかんとか、そんなおかしなことすんのやったら、きちっとやられたらええ。エレベーターでもそうですやんか。メーカー決まったら、そのメーカーがやっぱりきちっと保守関係をやりますやんか。よそのところがやるところもあるけど、あんまりよそのとこみたいせえへんですやんか。

そやから、こういうふうな管理の仕方はええというのんは、そなんもうこの報告書をちゃんとしとるから分かる、僕自身は分かるよ。そやけども、こういうふうなことは今、部長が言うてるようなことみたい、もっとはっきりもっと前に分かったあるはずやから、そんなことを議会に検討する時間も、そちらにどういうことやと分からんところがあつたら問い合わせする時間も与えやんとその補正にすぐに上げてきてるていうこと自体を、議会というところを理事者はどう考えてんのかやということを聞いてるだけで、この業務はそういうことは、ざっと説明聞いたら、ああそやなどは僕は思いますよ。

そやけど、それもこれも何にも、これは最たる議会軽視やということを言うてるので、市民にとってええことをしてんのやさかいに、よう検討してええことしてんのやさかいに、議会に認めといてよと言われたって、わしらだつてきちっと市民の負託を受けての議員やから、ましてこれ所管でせんなんねんから、そこらはやっぱりきちっと分かってくれやんとあかんよと。この内容についてを僕はとやかく言う時間もなければ検討するあれもないから、内容についてはほぼ部長言うてくれたからそうかなと思うけれども、議会への諮り方や、そこだけは気い付けてもらわなあかんの違いまっか、市長。

西井委員長 副市長。

溝尾副市長 ご指摘のとおり、事前にいろいろお諮りながらやる方法もあったのかなと思うところではございます。総論としては、長期包括契約にすることによって経費が削減できるというのは、一般論としてはご理解いただけるものだとは思っております。ただ、我々としましても、金額が金額でするので慎重に精査してきたところでして、我々の案がまだ数字が固まらないところでご説明というのはなかなかできなかったところではございます。平成30年にできていたんではないかとか、いろいろもっとやり方があったのではないかというご指摘は受け止めさせていただきますので、今後については、お諮りできるところは事前にご相談できるところはさせていただきますので、よろしく願いいたします。

西井委員長 よろしいですか。ほんなら、ほかに。

梨本委員。

梨本委員 よろしく申し上げます。今、谷原委員、それから西川委員もおっしゃられた思いは、私も一緒でございます。ただ、この平成30年11月にできてからこの内容を精査されたというところで、私自身も申し上げてきたように、その焼却施設の運転管理と、それからリサイクル施設運転管理、収集運搬というのは全く別の業務ですので、それを切り離してやったほうがいいという結論に至られたことに関しては、私は評価させていただきたいと思うんです。ただ、丁寧な説明がなかったということに関しては、真摯に反省していただいて今後につなげていただければと思います。

また、私自身は予算特別委員会に入っておりませんので、ここで聞かせていただくんですけども、数字のところまでは入っていきませんが、ちょっと教えていただきたい。

まず、このP S Cはこれは直営でやられたときのことだと思うんですね。このL C Cのほうが民間委託という考え方だと思うんですけども、この1枚の新しいほうのものを見させていただくと、運転管理委託費、これほとんどが人件費とそれから一般管理費ということで、基本的には人件費、人にかかるお金だと思うんです。ここに関しては、直営のほうが安くついている。ただ、下のほうへ行きますと、点検・補修費の熱回収というところで大きな差がついているわけですよ。もう言うてみたら、この熱回収この1点だけで民間委託のほうが得やと言ってる表ですよ、この表に関して言うと。この熱回収というのが何かということ、議員はこういう知識ないと思いますので説明をしていただきたいというのが1点目でございます。

もう1点は、もう1枚の35ページのペラのほうです。3年と、それから10年、15年のL C Cの比較をされてるわけです。先ほど部長からの説明にもありましたように、最終的には3年の場合は13%のコスト削減、10年の場合は12.3%、15年が12.9%というところで、3年が一番得なんだけれども、長い目で見ると長期のほうがメリットがあるんだということで、今お伝えいただけたとするんです。

ただ、我々はやはり目の前の数字を見て判断するということがございまして、この3年、例えばこれは3年でやった場合には確実に3年間は得するわけですよ。私は、基本的に民間委託というのは市場の原理で動いているわけですから、こういったところには新たな新規参入というものも入ってくる可能性は高いんじゃないかなというふうにも考えてるわけですよ。そうなったときに、3年後にまた新たな比較対照、参入してくれる業者があれば、ここに関するコストはまた下げられる可能性も感じられるわけです。そういったところも踏まえた上で、どういう見通しを立てられて今回9年にされたのか。数字だけを見ると、やはり説明の上ではそういうことも踏まえて9年というお話なんですけれども、数字だけでは3年にすごくやっぱり触手が動いてしまうというのが、議員、コストを見た上ではそういう感覚に陥ってしまうというところで、その辺の見通し、その業界的な見通しであるとか、話せる範囲で結構ですので教えていただけますでしょうか。2点よろしく申し上げます。

西井委員長 白澤課長。

白澤クリーンセンター所長 クリーンセンターの白澤でございます。どうぞよろしくお願ひいたしま

す。

まず、LCCのところの熱回収の件でございますが、これは主に修繕費でございます、要するに直営、今の契約の方式をずっと続けていきますと、当然、3年単位もしくは1年単位という形になると思うんですけども、長期的な計画ができない中での修繕という形になりますので、例えばこれを今年度にやっとならば3年は持つとか5年持つとかという形の、そういう予測を無視した状態でその3年間をいけばいいという業者も出てくるという可能性もあります。当然、その10年になりますと、10年間その業者は1つの業者となりますので、その業者と丁寧に扱う、それで計画的な修繕も行えるというところで、1番のメリットは丁寧に使うと、それで機械の延命を行うという形から、実際のこんだけの金額の差が出てくるという過程でございます。

それで、あとその年数ですが、今言いましたように3年よりかは、同じような理由で当然長期のほうが、機械、それから先ほどユーティリティーという説明、光熱費とか、そういった薬品とかもございまして、一括で発注できればその辺でも削減できるという理由から、当然、長期のほうがリスクが少なくなって金額のほうも安価で済ませるといって、そういう算定でございます。

以上でございます。

西井委員長 梨本委員。

梨本委員 納得できる所と、ちょっとまだ疑問が渦巻いているところがあって、その辺、予算特別委員会のほうでもまた丁寧に説明されると思いますけれども、機械の延命で5億3,000万円も費用がかかるということは、よっぽどやっぱりその使い方の問題に差があるということだと思っておりますけれども、この辺、私、何度も言っているように、民間委託は基本的には市場の原理で業者間の競争があって初めて安くできるというところがあると思いますので、特にこういったごみ行政に関して言うと、直営でやる部分は直営でやったほうがいいんじゃないかなという考え方を持ってるんです。そうしたときに、ある程度、そういった教育をきちっとした上で、このクリーンセンター自体がまだ新しいわけですから、そういったことをメーカーから指導を受けながらやっていって、こんだけ5億円以上もこんな差が開くのかなというふうなところで、ちょっとどうかなというところがございます。

それから、3年のものを10年にしたところで、その薬剤の一括購入というの、薬剤といいますが、そういった備品とかいろんなものを一括購入というのもの、そんな10年間の備品を一括して発注するようなことがあるのかなというところもありますので、そういったところも、私、明日またしっかりと議論していただけたらと思いますので、その辺も、委員の方々にしっかりとご説明いただけたらということをお願いしておきまして、この程度にとどめたいと思います。

西井委員長 ほかに何かございませんか。

吉村委員。

吉村始委員 非常に素朴なことをお伺いしたいと思いますが、今、話もちょっと伺っております、業者の炉の使い方によって寿命が延びたり縮んだりというふうなことについてなんです、

業者が例えば途中で変わったというふうなことについて、例えば業者によって炉の使い方というのは全然違ってくるものなのか、それというのは一定のこういうふうなルールとかそういう指導とかはどのようにされるのかということと、それから薬剤についても幾つか種類があると思うんですが、この薬剤だというふうに決まっている、あるいは業者がその辺りは自由にさせているのかというふうなこと、すごい基本的なことで恐縮なんですけど、教えていただきたいというのと、あと11ページにごみの種類、組成というので、そういうのは今後も大体、年によって上下はするんですけども、こういうものは考慮してというか、10年、15年変わらない、ほぼこれでいくだろうというふうな感じで見積りはされているのか。この辺についてお伺いいたします。

西井委員長 白澤課長。

白澤クリーンセンター所長 クリーンセンターの白澤です。よろしくお願いいたします。

先ほどの薬剤費の説明ですけれども、それは10年間ということではなしに、一括で薬品の種類を全部同じところに頼むと安くなるという、そういう意味合いでございます。すみません。説明不足で申し訳ございませんでした。

まず、機械、炉とかその辺のことなんですけれども、これはあくまでも仮定でございますが、例えば3年間しか受けない業者がいたとします。その3年間だけ使えればいいよと、その後の3年はまた違う業者が変わると、そこの業者にすごい負担がかかると。そういう意味合いでのことを説明させてもらったんですけれども、それが例えば今日の10年間スパンで考えると、10年間は当然大事に使うと、大事に使うことによって機械のほうの延命措置にもなりますし、当然、機械を大事に使うということは薬品のほうも削減していけるかなと、そういう観点からも先ほど説明をさせてもらったようなことでございます。

それから、あと11ページですね。ごみ質の調査なんですけれども、これはあくまでも今、この年数で調査させていただいております。ただ、今後、ごみ質、当然そのリサイクルごみが増えてくるという中での話で、当然ごみ質のほうも変わってくると思います。今現在の指標として、この数字を挙げさせていただいております。

以上でございます。

西井委員長 吉村委員。

吉村始委員 炉の使い方につきましては、もう例えば民間に委託をする、今の説明だと、もうそれに任せっ放しで、それに対して行政のほうから使い方とかそういう指導は特にされないという、そういうイメージでよろしいんですかね。

西井委員長 白澤課長。

白澤クリーンセンター所長 クリーンセンターの白澤です。

当然、職員のほうも検査とかしながらということになるんですけども、いかんせん、当然その業者のほうも精密機械のほうとかはプロでございますので、我々のほうとしては、その延命に対するその指導という形になるかなと思います。

以上でございます。

西井委員長 前村部長。

前村市民生活部長 ちょっと所長の答弁と重なる部分もあるかと思いますが、例えば今の分ですと、車で例を挙げたら分かりやすいかと思いますが、昔の車でしたら、私らでもタイヤやいろんな改造する余地があったんですけども、今もう車は全てコンピューター制御になっておりまして、もうまちの自動車屋でもその部品を外してトヨタやそのメーカーへ出しているというような現状から考えますと、炉の熱の管理、熱酌量とかはコンピューター制御になってますので、職員でそういう知識を持っているもんというのはなかなか育成できないですし、ということであります。

それと、薬剤の共同調達というのは、例えばA社が葛城市だけでなく、いろんな全国の自治体を受託してた場合に、何年間を固めて、薬剤等多くの薬剤を共同調達、電算でもそうですけども、県と一緒にパソコンを買ったら台数が多くなるから単価が安くなるという考えと一緒に、そういうメリットがあります。

あとは大事に使うというのは、3年ずつ業者がコロコロ変わると、これも車の例で、すみません。24時間耐久でこの車を走らしたら、早さを競うたらええんやと言うんやったらもうフル加速で行きますけれども、いやいやこれを10年間持たさなあかんねんと、10年間自分が責任を持ってこの請け負った額でいかなあかんねんとなったら、やっぱりいたわって途中でオイル交換もし、早めにやりますけど、この3年さえうちが済ませたら、あとは次の業者、うち取るかどうか分からんねんとなったら荒い使い方もありますので、そこらを長い目で見たら、やっぱり炉の延命というか、大事にいたわって使うというところが、長期のほうがメリットがあるというのがこの考え方でございます。

以上でございます。

西井委員長 よろしいですか。ほかに何かございませんでしょうか。

谷原委員。

谷原委員 中身の件に入ってきておりますので、このクリーンセンター運營業務検討報告書及び、先ほどありました要求水準書及び仕様書の作成に関わるることについて、少しお聞きします。

1つは、これ日産技術コンサルタントというコンサルタント会社が報告書を出しておりますけれども、葛城市のクリーンセンター建設事業におきまして、要は業務についての設計等、この日産技術コンサルタントがそういう業務を請け負ってたのかどうかということをお聞きします。

それから2つ目の、先ほどありました、これに基づいて行政の中で評価した上で、その参考になるということで、480万円の予算を組んで支援業務ということで委託されていると思いますが、多分これは要求水準書とか仕様書等を作ったりするための委託であるんですけど、この委託先の企業の名前をお聞かせください。

それから3つ目ですけれども、実は簡単に言うと長期契約やれば、それは確かにコスト削減になるというのは一般論としてありますし、それは理解できるんですが、このクリーンセンター建設というのはそんなにある事業じゃないんですよ。やっぱりもう十数年単位、20年、30年ぐらい使って維持してですから、新設するということがなかなかないので、業界としてもそれを取りに行くということはいろいろあると思うんですが、これなぜ当初から、こ

の運転管理に対して、今、川崎技研という会社がやっていますけれども、長期包括契約をやらなかったのか。やることを前提に入札をしなかったのか、いろんな会社に対して。つまり、この極端に言うたら3年間については、当初にそれで瑕疵担保を付けてやりますよと。それから以降、これはまた入札で長期契約も含めて考えますよという、何でそういうやり方をやったのか。これ、当初から15年なり、3年ですから15年、12年でもいいですが、なぜそういう形での入札をして、そしたらもっと経費が下がった可能性があるし、そうした自治体もあるわけですが、これはもうちょっと担当者の方が変わられててなかなか難しいかとは思いますが、つまりここで変えられるという判断の下で多分3年間ということだったんだろうと思うんです。そうでなかったら長期契約で継続したほうが私は有利だったと思うんですけれども、そこら辺の判断というのはどういうことだったのか、分かる範囲で結構ですからお願いいたします。

西井委員長 白澤課長。

白澤クリーンセンター所長 失礼します。まず当初、こちらの設計に携わってるのは、日産は携わっておりました。それから、仕様書づくりに484万円、こちらが入札により日産技術コンサルタント社が取っております。それと、当初、僕が理解しているのは、やはりこの瑕疵担保というのが大きな要因だったと思います。それが3年間ということだったので、その時点で当然、長期包括ということを中心に大きな視野に入れながら検討していたとは思いますが、クリーンセンターというのは、先ほど委員も言いましたけども、当然、20年、30年というスパンでの施設かなと思います。それが大きな目標値というのがまだ具体的に決まっていない中での話ですので、その中で長期、何年間行くのが一番得なのか、一番理想的な契約ができるのかということも踏まえた中で、取りあえず3年間検証させてもらって、そこからの10年間、5年間とか15年間の視野を入れながら検討いただくということの中でこういう形になったのかなと、僕はそのように理解しております。

以上でございます。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 日産技術コンサルタント会社が、これ全部請け負ってるわけですね。これを見ましても、後半のところ非常に興味深い内容でありますけれども、関係業者アンケート調査なるものがありまして、葛城市のクリーンセンター長期包括契約に関わるようなことについて、A社とB社ということで、A社は今、請け負っておられる会社でしょう。そういう内容も出てきます。B社ということも出てくるわけで、既に事前にこうしたような調査もされてるということで、私はこれかなり割り引いて見なあかんなと思っております。コンサルタント会社とそういう請け負う会社がツーカーの関係にあるのはいろんな業界でもあるわけで、もうけをそういう形で配分するということが起き得ますので、私は非常にこうした在り方というのはあまりいいやり方ではないなと個人的には思います。

先ほどありました長期包括契約のことですけれど、要はなぜ当初からそういうことも一括してやらなかったのかということなんです。先ほど、ほかの委員がエレベーターの件でありましたよね。エレベーター作ったところは維持、管理、補修についてはよく分かってるん

だから、長期にメンテナンスやるような契約を併せてやっていくというのは、私は非常に合理的だと思うんですね。それをもって入札にかけていくというやり方ですよ。

これは環境省の、要はこのクリーンセンター建設に係るガイドラインというのを建設省が出しております、私もこれ見させていただいたんですが、それはやっぱりこの業界のことについて、なかなか特殊な業界で、専門的な知識もいるし、なおかつあまり入札機会がないということであるんなことが起きるということで、いろんなことについての指針があるわけですが、その中で私が思うのは、先ほどあった長期委託契約についてなぜそういうことをやらなかったかということでも聞かせていただいたんですが、中身の質問について少しまた幾つか立ち入ってさせていただきます。

要はどうやってコスト削減するかということの中に、15ページのところで、要求水準及びリスク分担の検討ということで、民間委託することによってどのようにしてこの削減ができるのかということでもあります。ここで私が気になるのは、レベル1というところですが、運転管理における民間の創意工夫で効率化を図る、14ページのところに要求水準レベルの内容が書いてありますけれども、15ページのところにその削減図が書いてあるわけですね。つまり、公共人件費が削減できるということですよ。レベル2としては、物品調達業務などを委託することによって大口購入などでできるということにも、ここにもユーティリティーの調達を行って公共人件費の削減というふうなことを書いてあるわけですね。これはコンサルタントの報告書ですから、葛城市としてこれを見てそれをどう評価したのか。つまり、クリーンセンターの人員削減するんですかと、その点についてひとつ伺いたします。同じく、これはレベル2、レベル3にでも同様なことが書いてあるわけですね。その下に、今回、行政で評価されたのであれば、そのことがどうなのかということも含めてお聞きします。

それから2つ目は、これは9ページと19ページに関わることであります。要はクリーンセンターにおける運營業務の分担ということで、9ページが平成29年度の現状における運營業務の分担について細かく書いてあります。19ページは業務分担案ということで、これからはこういう形でやっていきたいと、この計画の下に長期包括契約が行われるのかどうか私は分かりませんが、これを下に長期包括契約が行われるのかどうか。それが行われるのであれば、1つここにおいても、運転管理業務において、要はその現状と業務分担案の中において違いが出てきておりますので、この違いを下に、今回先ほどありました要求水準書、仕様書を作られたのかどうか。これについてお聞きします。つまり、私が気になっているのは、この報告書どおりではないだろうと思うんですよ。先ほど梨本委員がおっしゃったように、報告書はそう書いてあるけど、市は市として行政として判断した上でやっていくということがあるわけですから、ここはこういう報告書が出てますので、その違いがあるかどうか。それともそこはこの報告書どおりで行くのかどうかということで、今言いました3点、人件費の問題、それぞれのレベル1、2、3でどうかということと、それから業務分担のところです。このことについて伺います。

西井委員長 白澤課長。

白澤クリーンセンター所長 失礼します。まず、その人員削減につながるかどうかということら辺

ですけど、それはなかなか課長レベルの僕から答弁できることではないと思うんですけども、当然、事務量の軽減というか、事務量が減るといのは間違いないことだと思います。

それから、あと業務分担表ですかね。業務分担につきましては、この時点でのコンサルタント会社のほうの検討した内容でございまして、当然3年間、今、4年目に入っておりますが、僕が来てからでも内容のほうは若干変えていっている最中でございます。当然、仕様書のほうは作成もしていただいているんですけども、こちら事務局レベルでの話ですけども、そこを再度検討して、いま一度見直しをさせている最中でございます。当然、この債務負担のほうを認めていただければ、できるだけ早い時期に行為に及びたいと考えております。

以上でございます。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 今お聞きしたところでは、人員削減につながるかどうか分からへんと、事務量は減るだろうと、減るものですよ。そしたら、どこまでコスト削減でこの中身が反映されるのか、1つは大変疑問に思うところです。こういうのを示しても、結局、作文じゃないかという気がしますよ。現実のところどこまで織り込んでいくのかということら辺で、もうちょっと細かくやるべきではないのかなと思うんですけども。ですから、この仕様書が気になるんです。仕様書の段階でどんな仕様書を出してやっておられるのか。多分ここは煮詰めておられるわけですから、多分そこは明らかになってきた上での話ではないかなと私は思うんですけども、長期民間委託契約することによってこういうコンサルタントの評価が出てるので、いやいやこうじゃないですよと言うんだったら、私はそれはそれで見識だと思うんですよ。一定事務量は減るけども人員はそこまで減らないと、だからそういう仕様書で出すということだったら分かるんですけども、そこら辺が今のご答弁ではよく分かりませんでした。行政の主体性として、そこをはっきりさせてほしいんですよ。私はそれを求めているわけです。だから、こういうのだけ与えられてこうかなと思ってしまうけれども、実はこれは報告書ですからね。行政は行政として最終的にはこの要求水準書、仕様書に反映されて入札とかになっていくわけですから、業者はそれで受け取っていくわけですから、そのことがもうちょっとはっきり分かるようにしていただきたいなということでもあります。

2つ目の業務分担表のことですけど、これについても一つ突っ込んでお伺いしますけれども、ご返答だったら今でも変わってるんだというふうなことなんですが、ただ私、これ気になったのは運転管理業務なんですよ。運転管理業務について現在もこれからもということですけども、この中でごみ処理計画等に基づく運転計画の作成とか、あとは運転計画等に基づく焼却施設、リサイクル施設は省きますけど、適正な運転管理とか、これは全て業者に委託してるわけですね、この運転管理というところを。それから、環境等管理業務、測定分析とかいうところも民間に委託してるということなんです。これについて、この間3年間、全てお任せで、行政のほうはこれについてはただ報告を受けるだけで、全く行政としてそれだけで来てたのか。こういう計画で行きます、そうですかと、うまくいってますねと。それとも、行政の側が、私は基本的に運転管理も含めてきちっとできてるかどうかというのを行政のほうとして判断しなければ、全てお任せになってしまうのかということら辺で私はちょっと

疑問点を感じてるところがありますので、現在でもどういうふうにされてるのか。職員がそれで3年間の経験を積んで、ある程度このことが分かって、こういう管理計画についても一定関与できるような人材が育ってるのか、いやもうそれとも今後とも全てお任せするのか、そこら辺がどういうことになってるのかということをお聞きします。

西井委員長 白澤課長。

白澤クリーンセンター所長 失礼します。運転管理等業務については、当然、そのマニュアルという点では業者と私たちの中で作成していったものだと思います。その中で、報告書というのが出てきます。その中には、先ほども言いましたようにいろいろな検査があって、例えばそういったダイオキシンの調査とか、いろいろな報告書、そちらのほうはこちらのほうで業者を決めて調査を行ってその結果も出てきます。それから、業者のほうのデータも当然出てきます。それを見比べながら、おかげさまでこの3年間に至っては大きな事故はありませんでしたが、その数値を超えたらいけないという数値を超えることはなかったんですけど、そこに近づいてくるときがかなりありました。その調査、当然、事務局も入って調査のほうはさせてもらっております。全てが業者任せということになっておりません。その辺はご安心いただければと思います。

以上です。

西井委員長 よろしいですか。ほかに何かございませんでしょうか。よろしいですか。

谷原委員。

谷原委員 それでは、同じくこの業務分担表のところですけども、1つは変わったところがあります。この報告書で現状と今後について、ここは変えたほうがいいんじゃないかというふうなコンサルタントの考え方だろうと思うんですけども、それは点検・補修のところの、1つは法定点検の実施というところですか。黒丸印、三角印、これが丸印に変わっておりますよね。それから、あと建物、建築設備等維持管理業務のところも、啓発・管理施設及び付帯・外構施設の清掃についても、これが市から委託というふうなことになっております。さらには、運転管理等業務の中の残渣等搬出業務につきましても、現在、市が行っております焼却残渣、破碎不燃物、処理不適切の搬出・運搬及びその最終処分についても市が責任を持ってやるように、下は違いますね、搬出・運搬についてのみ、これまた民間委託というふうなことになってるんですが、これについてはこの報告書どおりやられるのかどうか。そのことについてお聞きしたいと思います。つまり、設計仕様書等でそういうふうになってるのかどうかお聞きします。

西井委員長 白澤課長。

白澤クリーンセンター所長 失礼します。こちらの、取りあえず検討報告書、それから先ほども言いました、別の資料が今整って3月にできてきております。そちら、こちらのほうとも若干違うところがございます、これはあくまでも参考としていただいて、そちらの仕様書のほうでうちが今検討している最中でございます。その中に、焼却残渣の運搬というのは含まれておりません。それはもう別で、市のほうで契約をさせてもらっています。それは、引き続き来年度以降もその予定でございます。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 今、要求書、水準書、仕様書を作成中ということでありましてけれども、これ見込みは大体いつ頃に完成するのでしょうか。まだ完成してないようなお話ぶりだったんですけども、それが1つです。

それから、これは予算特別委員会でもまた質問になるかと思うんですけども、長期包括契約の債務負担行為について補正予算として6月に上がってきてますけれども、今年度につきましてはある程度の予算を計上して継続していると思うんですが、今回でないと駄目なのかどうか、この補正が今回9月では駄目なのかどうか。このことについてお伺いします。

西井委員長 前村部長。

前村市民生活部長 補正がこの時期でないとというのは、この時期にお願いしなければならないのは、先ほどもちょっと触れさせていただきましたが、今後できるだけ早く本格的な入札等、プロポーザルにしても、そういう業者選定から契約に持っていくためには、今後、長期の債務を議会で申し出ていただいているかどうかに、応札者の数が影響すると思われまして。3月議会でも、3か月分だけはその分をお願いし、9か月分の随意契約分を頂いておりますので、12月で切れるわけですので、それまでに秋には契約業者を決めて契約に持って行って、やっぱり準備期間という、仮にも業者が変わる場合は準備期間も必要になってきますので、今回お願いする次第でございます。

西井委員長 白澤課長。

白澤クリーンセンター所長 失礼します。仕様書のほうは、もうほとんどできております。今、最終段階で、もう一度チェックをしている最中でございますので、ほぼできている状態でございます。

以上です。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 仕様書の中身については、詳しくこの報告書の違い等、あまりよく分からなかったわけがありますけれども、ほぼ出来上がってるということで、入札できる状態であるということだろうと思います。また、秋に契約して12月に随意契約等、予算が切れるので、準備期間も必要だからやりたいということでありましてけれども、私としては、前回、下水道事業の地方公営企業法適用について、これについて本当に一部適用が全部適用か全く説明もないまま提案されて、臨時会まで継続審査ということで、結局、本会議では12月の定例会では議決できず、3月までに未までいうことで臨時会を開いて、この問題について集中的に取り上げたことがありました。

今回もこの問題について西川委員もおっしゃいましたけれども、本当に正式に出たのは今日なんですよ。明日また予算特別委員会での議決ということになりますので、この点については、本当に次回の9月定例会が難しければ、私はワンテンポ少し置いて、もうちょっと丁寧な説明、仕様書も含めてちゃんと中身がある程度確定すれば、正式な話もついてちゃんとした議論ができるのかなと個人的には思っております。ちょっとこれだけは述べておきます。

以上です。

西井委員長 ほかによろしいですか。

そしたら、ゴミ減量化に関する諸事項につきまして、本日はこの程度にさせていただきたいと思います。先ほど谷原委員がおっしゃったように、下水道の去年の話みたいにならないように、慎重な対処、説明等をよろしくお願いします。

前村部長。

前村市民生活部長 失礼します。一方のリサイクル施設運転管理業務及び資源ごみ等の収集運搬処理業務の契約に向けた現状の報告だけさせていただきたいと思います。

令和2年度の葛城市クリーンセンターリサイクル施設のほうの運転管理業務及び資源ごみ収集運搬処理業務について、現在の状況ですが、平成29年度より稼働しております、この運転契約、ただいま新たな契約に向けて準備中でございます。今現在はこれまでの受託業者と6か月間の延長随意契約で行わせていただいております、7月中旬から下旬にかけて業者を決定する予定でございます。業者は入札により決定し、約2か月間の準備期間の後、10月業務開始を予定させていただいております。契約期間は令和5年9月30日までの3年間の長期継続契約となります。入札方法は一般競争入札で、葛城市内に本店または営業所を有していることとさせていただいております。

報告は以上でございます。

西井委員長 ただいま報告願いましたことに何なりと聞きたいことはございますか。

谷原委員。

谷原委員 今、長期契約について、3年の長期契約をやるということでありませうけど、これは収集運搬及びリサイクル施設の運転管理についても同様なのかということについてお伺いします。それが1つです。

それからもう一つですけれども、これはごみ処理に関する調査案件ということで厚生文教常任委員会ではやってるわけですが、この報告書の中には、リサイクル施設の運転管理と収集についてもこの報告書の中には書いてあります。私が非常に残念に思うのは、今、ごみ処理がどのような形でやられてるかどうかというのは、これ正確に書いてあります。どの程度それぞれの、瓶、缶、アルミ、その他、どれぐらい年間出てるかということも書いてあるんですが、実はコスト削減を考える場合に、これからまた入札契約に入るに当たって仕様書とかを作成されていると思うんですが、実はごみの収集回数というのも非常にコストに大きい影響があるんです。この厚生文教常任委員会の中でも、以前ある委員から示唆されましたように、瓶、缶を別々に集めるのかと、一緒に集めるのかというふうな議論もありました。そうすると、この中にはどういう機械が入ってるかということも書いてあるんですけれども、通常1つの機械で一緒になったものを分けるということも可能な機械もあろうと思いますが、そうすれば1回で行くわけですからコスト削減になります。実際そういうふうに1回で集めてる自治体は多いんですよ。うちは別々に分けてる。別々に分けたら、それだけ収集費用がかかるわけですから、コストがかかります。あと、その他、これで本当にこの回数でいいのかということも含めて議論する場が全くなかったんですよ。ないまま次のまた契約を3年間、また長期契約でされようと言われてますので、私はこの点についても、本当にここで

ごみ減量化の問題いうことをやってるわけですから、やっぱりこういう点でもこのことの報告書ぐらいを出してそういう議論ができてたら、もうちょっとコスト削減等も含めてまともな議論ができたのかなと大変残念に思うわけですが、この点については、これまでと同じような収集形態で入札契約を考えておられるのか。これについて1つ伺います。

それともう一つですが、私はこれを見て大変興味深いデータが出てきたなと思って、早く出していただいたら私も無駄な時間を一般質問で使わんで済んだなと思うわけでありませうけれども、要はクリーンセンターのリサイクル施設運転管理業務についてですが、これが13ページのところに、維持管理費の実績としてはっきり出ております。運転管理費の委託費、この一覧表のところに、リサイクル施設では7,046万7,000円がこの運転管理業務でしたと、そして資源ごみ等収集運搬処理業務のほうにこの7,675万3,000円ですと。私はこれの中身が知りたくていろいろ苦労してたわけですが、これはもうはっきりここに書いてあるのでそのとおりだろうと、私も把握した中ではそのとおりだということで質問させていただきましたけれども、問題はこの運転管理業務の中身がどうだったんかと、果たして7,000万円の経費がかかるようなもんなのかということをおは一番問題にしてたわけです。

それが、先ほどありました19ページ、業務分担案の中に、リサイクル施設について運転管理業務がどのようなことをやられてるのかということをお、私、見ましたら、運転管理業務の中に幾つかあるわけですが、上から3つ目の運転管理等業務の2番目の項なんですかね、運転管理業務と、余熱利用業務と、資源ごみ等選別・処理・処分業務というふうにあります、その中に一番上の運転管理業務の中の3つ目のところの運転計画等に基づく焼却施設及びリサイクル施設の適正な運転管理ということに、リサイクル施設の適切な運転管理ということで運転管理業務というのが入っているんですね。それ以外に、運転管理業務では資源ごみ等の選別・処理・処分業務ということになっておりますから、ここは選別したり処理したりすることになりますので、私が常々疑問に思ってたのは、先ほど述べましたように、13ページのところにある、要はリサイクル業務に関してはクリーンセンターリサイクル施設の運転管理業務の7,000万円とそれから資源ごみ等収集運搬、これ運搬だけじゃないですから処理業務とありますから、これに7,600万円ほどかかっているわけですね。そうすると、運転管理業務の中身が7,000万円かかるような中身はあるんかということなんです。このことについてきちっとしない限り、私は何でこんな費用が発生したのかと、これ私は一貫してここを問題にしてたわけですから、これについてどのようなことになっているのか。仕様書ですよ、仕様書ではどのような仕様書になっているのか、運転管理業務が。あるいは、その資源ごみ等の収集運搬処理業務についても仕様書はどのようなになっているか。この点についてお伺いしたいと思えます。

西井委員長 前村部長。

前村市民生活部長 私がまず答えさせていただいて、後また所長のほうから細かい点がありましたら答弁をさせていただきます。

まず1点目、長期でやるんかということなんですけれども、これにつきましてはリサイクル施設の中にも破砕機とかいろんな機材有資格者を配置しなければならないと。そのために、

やはり単年単年では人員確保等の面が1つはございます。それと、収集運搬につきましてもこの間の一般質問で答弁をさせてもらった一部なんですけれども、収集車両2トン車両のその台数分、またその2トン車両をそれなりに想定も、嵩上げをしたりという費用投資がございます。ちょっと単年ではということから、3年ということを考えさせていただいております。

それと、2つ目の質問のごみの収集回数、瓶、缶混載のところが多いということなんです。これも前から谷原委員の一般質問でもご指摘いただきました。そのあと、旧、前からいる職員等に確認いたしましたら、あの施設の形状というか、狭い敷地の中でバックヤードというか奥がないところで建ててしまっているの、ストックしておくところもないし、あのまんまそのダンプトラックから瓶、缶を落としてしまうと瓶がもうほとんど割れてしまうと、そしたらもうカレットというか、ごみになってしまうと。その循環型社会とかいろんなことを考えたら、やはり谷原委員いつも教えていただいているように、住民の方がせっかくちょっとでも後世に地球環境保護とかいう考えでやっていただいている、その逆行になるんじゃないかなということで、今はフレコンというのに瓶とかを分けながら集めていただいたり、降ろし方も気を付けていただいたり、そうしますとやっぱり手間がかかってまいります。容リプラとか、それから発泡スチロール減容にしても、それは燃やせばしまいかも分かりませんが、公害が発生いたします。そういうことを自分たちの代から先を考えたときに、やっぱりシールを外したりすると手間です。時間はそんだけかかります。そやけども、そこは考え方んじゃないかなというのが、今まで定められている葛城市は進んでるよということを聞いておりますので、その手本となるような道を今歩んでる途上じゃないかなと思います。これにつきましては、平成29年2月頃から各大字を回って、住民の方々に、今後こういう集め方をしますということをご理解、ずっと1つ1つ大字を回って決めて、そして今のごみカレンダーがびっしり埋まっているような状態という経緯を聞いておりますので、早々に変えるというのも朝令暮改みたいなことになってしまいますので、やはりそれには変えるにはもう少し検証も必要じゃないかなと思うところであります。

それから、3点目の施設の管理と収集に7,000万円ずつぐらいかかっているところにつきましては、何でその人件労務費がその施設のほうにそんだけかかるんかということ、これはこの間の一般質問の答弁でも答えさせていただきましたように、今後、本当にその人員がフルに動いているのかということをごちらとしても注視し、管理の徹底を進めていきたいと思っている途上でございます。よろしく申し上げます。

西井委員長 白澤課長。

白澤クリーンセンター所長 失礼します。運搬、それから処理の方法です。先ほど、缶と瓶と一緒に集めたらコスト削減になるということなんですけれども、いろいろ検証したと思います。当然、一緒に集めることによって集める回数が減るとコスト削減になるんですが、ただ一緒に集めることによって瓶が割れたりする、それから持ち帰ってそれをまた選別するというその辺のコストもかかりますので、今現状では今までどおりの方法を考えております。

以上でございます。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 リサイクル施設の収集運搬も含めて管理業務も含めて3年の長期契約ということでありまして、これは1つは有資格者の問題、それから車等の投資の問題というふうにおっしゃいました。初期投資としてそうしたものがかるということについて、車のほうについては新たにそういう事業を市内で起こすということで、市内業者がいない場合にこうした条件を求めるとことはあり得るといふに私も聞いておりますけれども、既に市内事業者もそうした車を持ち営業しておられ、そうした業者から入札をする場合は、こういう便宜を図る必要は私はないと思います。基本的には単年度で従来やってきたことでありますから、新クリーンセンターができてから収集運搬については長期になりましたけど、それも運転管理が付いてからの長期でありまして、それ以前はずっと毎年単年度でやってるわけですよ。業者もそういう形でやってるんで……。

西井委員長 谷原委員、ちょっと質問が元に戻るようなことがあるよってに、今、元のやつは終わってるよって、その辺よろしくお願いします。

谷原委員 これは、ちょっと意見として言わさせていただきます。

それから、ごみ収集の瓶、缶の問題、それから回数の問題、これについては市民のほうからいろいろと声が上がってるんです。私の周辺かも分かりませんが、1つは回数が多いので、もうごみカレンダー見ないと分からないということが出てきてるんですよ。ほかの市町村を見ますと一緒に、瓶、缶も分けてるんだけど同じ日に集めてたりすると、そうしたことをこの3年間、何らかの形で検討はされてきたのかどうか、それについてお伺いしたいんです。

それから最後になりましたけど、運転管理についてですけど、これ仕様書の内容についてですけども、クリーンセンターリサイクル施設の運転管理業務というのは具体的にはどういうことをやっておられるのか、そこに何人ぐらい人員がおられるのか。これについて教えていただけませんか。

西井委員長 白澤課長。

白澤クリーンセンター所長 失礼します。缶、瓶ですね。この3年間でいろんな意見はあったと思います。当然、委員からのご意見もそこは参考にしていきながら、いろいろなことを模索しながら、今の方法が一番いいんじゃないかと。分別するというのもこれも1つのリサイクルにつながるといいますので、そういう点で全く検証しなかったということはないと思います。ただ、今の方法が一番いいんじゃないかなというところら辺で進んできてるのは事実でございます。

運転管理業務でございますが、実際、収集してきますよね、そのリサイクル分を収集してきます。それをまず受け入れます。受け入れたものをそれぞれのところに運んできて、それをまた破砕機等、それから選別機等に入れて分別をさせていただくと、それをきっちりした正解にさせていただいてリサイクルに回していくという、そういう一連の作業でございます。

以上でございます。

西井委員長 人数は。

白澤クリーンセンター所長 正直、大体の人数というのは把握してないんですが、多いときもあれば少ないときもあるんですけども、大体20人前後、運転も収集も含めて大体20人前後かなと把握しております。

以上でございます。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 言いつ放しになりますけれど、最後のところから言わせていただきますと、クリーンセンターリサイクル施設運転管理ですよ。これが7,000万円。もう一つは、収集運搬、処分も含めて処理、処分含めて7,000万円何がしになってるんです。ということは、今、白澤所長おっしゃいましたけれど、運搬して収集して分別するというのは7,300万円で作ってるはずなんですよ。だから、リサイクル施設運転管理業務というのが何なのか。これ何人おるんやということ私聞いてるんです。いや、この運転管理業務の中に、要は機械を運転したり、だから分別作業のほうにも入ってるんだと、そしたら人員は按分すれば業務量按分すれば分かるんですけども、どうもそこがはっきりしないので、私は繰り返し一般質問でもお聞きし、お答え願いたい。問題はこれ仕様書なんですよ、今度入札するときの仕様書。どういう仕様書を出されるのか。運搬収集業務、これまでだったらそこに分別費も入っての7,300万円何がしですね。施設の運転管理業務、これについてきちっとまた出していただいて、できたら私も後ほどどういうふうになってるのか、この場で明確でなかったらまたお聞きしたいと思います。

それから、瓶、缶の問題にこだわってはあれですけども、これについては他市町村の例も参考にさせていただきながら、瓶は瓶、缶は缶で市民の方が分別して同じ日に出して、また業者が1回で両方集めるというふうなことをやって収集回数を減らしてる自治体はありますので、むしろこれを分けて別々の日に走ってるというのがかえって例として少ないんだと思うんです。そうすれば2回になりますから、2回回りますから、2回回ることによるコストがかかるので、大体ここは1回で作ってるところもありますので、1番いいのは一緒に集めて選別にかけて。ただ、それは前村部長が言ったように、狭いので、なかなかその作業するところがないから割れてしまうことがあるということですけども、そこら辺は、私はやっぱりごみ収集についてのコスト削減ということは併せてやっていく。これは市民の皆さんが協力してるわけですから、容リプラの件でも、燃えるごみとしては削減できてます。そして、これを資源として回収するのは葛城市は進んでると思いますけれども、やはり同時にコスト削減ということを真剣に考えていただきたいなと思うことを述べまして、以上とします。

西井委員長 梨本委員。

梨本委員 もう黙ってようかなと思ったんですけど、これ7月の中旬から下旬に入札ということなので、もう今回しか言わせていただく機会がないので、ちょっと時間いただきたいと思います。これ令和5年度までの3年間ということで、谷原委員の質問にも重複してしまうんですけども、これ私前々からその契約の在り方として、葛城市のこれは葛城市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則、これは平成22年3月26日に施行されているものなんですけれども、ここにどういうものが長期契約できるかということを書いているわけで

すよ。これ、管理業務は確かに入ってるんですけども、収集運搬業務は長期契約するものとしては入ってないわけです。それを、無理無理合わせ技で、前回、長期契約してるわけじゃないですか。

先ほど白澤所長からの答弁もあったように、それもちょっとどうかなと答弁の変更があればしていただいたらいいと思うんですけども、施設の運転管理をする人と収集運搬をする人は別だという認識で、この間から西川委員の一般質問でもそういう答弁を我々いただいとるわけです。それが一緒になって、使い回ししとんねんというところの人件費の算出方法ではないわけですよ。ですよ。となると、業務は完全に分けれるわけです。完全に分けれる、そこで使い回ししないんだから。となると、私は先ほどの、こっちの焼却施設のほうもそうですけれども、施設の運転管理はそれだけ単体で、僕は何回も言ってるのは、直営検討したらどうですかということも言うてるわけです。直営の人件費だけやったら、焼却と違って、リサイクル施設はそんなに壊れるような精密機械ではないわけです。基本的には、ベルトコンベアがあって、破碎機が回ってるだけのことでしょう。そういったものに関して、例えば、市で、もしシルバーで賄えるとか、会計年度任用職員で賄えるとかということを検討して、どうすればコスト削減ができるのかということのある程度議論した上で、それをもって議会にも説明していただいたら分かりやすいんですけども、こうやってポンと投げられて、もう3年の契約してまんねんと言われたら、ちょっと待ってくださいよと、これまた次の議論をするのは3年先ですかということになってしまうわけですよ。

ですので、これは委員長にもお願いしたいんですけども、ここでこういうことをもう聞いてしまうと、これまた1回仕様書を見せていただくなり何なり、やっぱり内部のほうでどういう検討を積み重ねたとかということを見た上で我々判断せんと、もう3年先というと、また、いやこうしたほうが良かったということが後になって出てきて、一般質問でもそんなことせんとあかんということになってしまうと、せっかくの機会ですので、そういったところをもう少し丁寧にやっていただく機会を作っていただけないかなということでも、もしそういう資料の提供等があれば委員長のほうから申入れしていただきたいなということでもお願いしたいと思います。

西井委員長 前村部長、先ほどからの答弁を聞いてたら、仕様書いうのもある程度できてきたら、前の下水道の話にならんように、事前に出てきたとしたら、協議会か何かの形で説明する場を持つようなことを、担当課、部長のほうから事務局へ言うてもろて、日程調整をまた考えたり、また書類を渡すだけで分かるんやったら分かるように、そういうふうな方向で、前の下水道みたいな形にならんような形をよろしくお願いしたいと思います。

それで、梨本委員、よろしいですか。

そしたら、申し訳ないですけど、まだまだごみの減量化についてもいろいろとご意見はございましょうが、まだ協議会も考えたら時間が追ってきますので、次に学校給食に関する所管事項、諸事項についてということでもやりたいと思います。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後3時43分

再 開 午後3時50分

西井委員長 休憩前に引き続きまして会議を行います。

次に、学校給食に関する諸事項についてを議題といたします。

本件につきましては、理事者側より報告をお願いいたします。

吉井教育部長。

吉井教育部長 教育部長の吉井でございます。

それでは、学校給食に関する諸事項についてでございますが、お手元の新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校給食実施の経緯を御覧ください。中央より上段におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う学校の臨時休業の経緯を示しております。

図にもありますように、令和2年2月に政府の臨時休業要請に伴い、葛城市におきましても令和2年3月3日から3月25日まで小学校、中学校を臨時休業とし、同時に給食の提供も令和2年3月3日から3月18日まで停止することとなりました。春休みが終わる頃の4月7日に国からの緊急事態宣言が発出されたことにより、4月8日から5月末まで、幼稚園、小学校、中学校を臨時休業とし、同時に給食の提供を停止することとなりました。

その後、国内での感染者数が減少傾向になったことから、5月14日に奈良県の緊急事態宣言が解除され、6月1日から段階的な学校再開が始まり、6月12日までは分散登校とし、6月15日からは一斉登校が始まることに伴い給食も開始されることとなりました。

6月15日からの給食再開におきましては、各学校長、給食センターの栄養教諭、教育委員会がいかん安全に給食を提供するかを検討し、手洗いや消毒の徹底はもちろんのこと、献立の工夫により配膳の回数を減らした献立による提供といたしました。また、長い期間の臨時休業により給食から離れていた子どもたちに給食への楽しみを持ってもらえるよう、栄養バランスを考えたデザート等の回数を増やすなどの工夫も取り入れております。

表の中央から下段には、今説明いたしました経過に伴う給食費の影響額等を記載しております。

以上、説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

西井委員長 ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問等ございませんか。

吉村始委員。

吉村始委員 2件、お伺いをいたします。今、表を手元に頂きまして、それからあと歳入歳出という表を頂いております。給食負担金というのは給食費のことであろうと思いますし、それからあと給食材料費という下から3段目の段については、3月から5月まではマイナスという金額が出ております。3月の給食を緊急に止められたというときに、ちょっと印象深かったのが、サトイモを冷凍で購入されてて、それは止められなかったというふうなことで、みんな欲しい人は購入しましょうみたいな、そういうのがちょっと印象的に残ってるんですが、この給食を止められなかった、キャンセルが効かなかったという分、それが例えば、これについては食材の内訳、サトイモ以外にどういうふうな物があったのかというその物について伺いたいのと、それからあと、止められた、止めたというふうなものについてもお伺いできたらと思います。それが1点目です。

もう一つお伺いしたいのが、3か月の間は給食が止まっていますので、給食費はなく、そのあと3か月間、これは英断だと思いますけれども、子どもたちへの負担を減らそうということで、3か月間給食費を無償にしましょうということとなっております。この間、給食費の未納の分、これが今までたまっているかと思うんですが、これについてこの期間にできる限り精算をするという、そういうこともやっぱり私は1つのきっかけになるというか、契機にすべきではないかなというふうに思うんですが、これについてはどのようにお考えでしょうか。以上です。

西井委員長 油谷学校給食センター所長。

油谷学校給食センター所長 学校給食センターの油谷です。よろしくお願いします。

先ほどのご質問の件でございますが、3月のようにキャンセルできずに売払いのほうをさせていただいた食材について説明させていただきます。

3月分については、こちらの委員会開催のときをお願いいたしましたサトイモの案件がございます、それが1つです。それから4月に入りましてから、品目が2点と5月に1件出てきております。4月に、ブナシメジが賞味期限等ありまして、一旦買取りして、職員等を通じて売払いをしております。それともう1点が、カツオの角煮で加工食品でございます。それとあと5月に入りましてから、カツオのみぞれ煮というカツオの加工食品でございます。以上の品目がキャンセルできずに、職員のほうでご協力いただいて買取りいただいた分でございます。

それと、あともう一つのご質問の未納分についてなんですけれども、こちらの未納分については、令和元年度の現年度の分もどれぐらいやったかというふうなところですが、令和元年度のところなんですけれども、現年度分につきまして、また後日決算のほうでも申し上げさせていただきますが、令和元年度の学校給食負担金の現年度分の調定額が1億6,473万3,480円に対しまして、収納額が1億6,428万2,080円となっております。差引き、現年度分で未納になった分が45万1,400円となっております。こちらのほうは、年度変わってから一部納めていただいている分もありますし、今後、徴収のほう、保護者の方に働きかけていくのと、学校のほうのご協力いただいて、未納の分を納めていただくようにご協力いただきたいと思います。

過年度分についてですが、過年度分につきましては令和元年度での過年度分の調定が333万5,755円ございまして、それに対しまして、収納、徴収できた分につきましては64万3,940円となっております。そのほうは、昨年度はこの金額で、平成30年度につきましては収納額が42万3,985円徴収してございまして、昨年度に関しましては、前年度よりも若干、徴収のほうはできております。

あと、キャンセルできた食材につきましては、パン、ご飯等の主食、こちらのほうは幼稚園のほうは提供しておりましたので、数を減らして、その分がキャンセルとなっております。それとあと、牛乳、おかずになる食材で、キャベツ、白菜や野菜、ニンジンなどの野菜類、それと鳥肉や豚肉などの肉類、加工食品などのおかずになるものが挙げられます。

以上です。

西井委員長 吉村委員。

吉村始委員 ありがとうございます。未納の分についての徴収につきまして、今までももちろん力を入れてやってこられたと思いますけれども、今回先ほど伺いたかったのは、この間、特別な
というか、いつもに加えて別にまた何かそういうふうなことをされるのかというのを聞きた
かったので、それをまた答えていただけたらと思います。

それから、ありがとうございます。キャンセルできたもの、できなかったものというふう
なことでお答えいただきましたけれども、私も幼稚園とか、給食が始まったらどういう形で配
膳をするのかなと思って見に行ったりとかしとったんですけども、これからコロナで配膳
の仕方も含めて変わってくるだろうなというふうに思うんですが、今後、メニュー、当初年
間予定していたメニューが、コロナ後のこれでこういう影響があるとか、例えば食材購入に
こういう影響があるとか、そういう部分はありますでしょうか。

西井委員長 油谷学校給食センター所長。

油谷学校給食センター所長 学校給食センターの油谷です。

先ほどのご質問で、コロナ後の給食の提供につきましては、6月15日から給食のほう
が再開しております。こちらのほうは、給食開始後、配膳にかかる人の人数を減らして、できる
だけ感染のリスクを減らしたいというふうな学校からの要望もありまして、開始した最初の
週、先週なんですけども、スタートは子どもに誠に申し訳ないんですけども、おかずのほう
は1品で提供させていただいております。ただ、1週目はそれで、2週目、本日からもう1
品増やしまして、おかず2品での提供とさせていただいて、段階的に元に戻すような形を取
らせていただいております。

あと、先ほどの徴収の件です。先ほどいいアイデアをいただきましたので、保護者の方と
接触する機会もありますので、その辺も併せまして交渉のお話をさせていただきたいと思っ
ております。よろしくお願ひします。

西井委員長 吉村委員。

吉村始委員 メニューのほうにつきましては、また配膳のほう、いろいろと工夫をして、やっぱり試
行錯誤とかの中でやっておられると思います。何せこういうのは初めてことなので、いろい
ろとご苦勞もあろうかと思いますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

それからあと、未収のほうにつきまして前向きなご答弁いただきましたので、こちらのほう
もどうぞよろしくお願ひいたします。

以上です。

西井委員長 ほかに何か。

内野委員。

内野委員 今、2品とおっしゃったんですけども、これ果物は入ってませんか、別に。先ほど、果物、
デザートの数を増やすようにしてと言われてたので、2品以外に出たと捉えていいんですか。

西井委員長 油谷学校給食センター所長。

油谷学校給食センター所長 油谷です。

おかずの数が2品で、そのほかのものとして、ふりかけであるとかデザートであるとか、

そのようなものを別個に付けたものを提供しております。

西井委員長 内野委員。

内野委員 それやったらちょっと安心したんですけど、1品、2品はちょっとあれかなと思って、今、コロナ禍の中なので、すいません。

私ども公明党が、この4月の21日に、市長と教育長のほうに新型コロナウイルス感染症対策による小中学校の臨時休校に伴う就学援助制度における学校給食費等の取扱いについてという要望書を提出させていただきました。

そこで、ここにも今、表でずっと部長のほうから説明をしていただいたんですけども、3月3日から25日までは臨時休業の体制が取られて、そのあと更に新学期を迎えたんですけども、4月8日から5月末までも臨時休業の体制が取られました。通常において、学校給食を提供されている時期の休業であるため、この生活保護業務における学校給食費の取扱いについては返還は求めないこととすると国のほうからされているんですけども、私どもの要望の中の、就学援助を受給する準要保護児童生徒に対しても、本来学校で給食を提供されているべき学校給食費相当の費用を支給されることという、そのような要望させていただいたんですけども、このことについてどうなったのかいうことを、分かりましたらご答弁いただけたらと思います。

西井委員長 吉井教育部長。

吉井教育部長 教育部長の吉井でございます。

ただいまの委員の質問に対しまして、お答えさせていただきたいと思っております。委員おっしゃっております就学援助制度のうち、準要保護世帯のことに相当するものだと理解しております。そちらの方につきましても、できる限りその期間中、生活困窮の状況を考慮いたしまして、前向きな形で検討してまいりたいと思っております。

以上です。

西井委員長 内野委員。

内野委員 まだ1学期終わってからの支給になってくると思いますので、ぜひとも前向きにご検討いただくことを強く要望して、以上で終わります。

西井委員長 ほかに何かありませんでしょうか。

副委員長。

奥本副委員長 先ほどの吉村委員のところの、私の理解力不足でもう一度確認だけお願いしたいんですけども、まず学校給食の実施の経緯のところの給食材料費というところなんですけども、材料費は基本これ学校給食法では保護者負担という形になってます。この数字出てるのは、これは保護者のほうの負担の金額という意味で捉えていいんですか。それとも市が補てんしているところの金額でこの金額になってるということ、マイナスにはなってるんですけども、それが1つ分りにくかったのもう一回お願いしたいのと、それと先ほどの未納の分も言っていた、ちょっと最後のほうの言葉が聞き取りづらかったのがあるんですけども、一体累計で今どこどこまで膨れ上がってるか。これ、過去にも私お聞きしたんですけども明確な答えがなかったんですけど、これも給食費というのは基本的に学校給食法で保護者負担

になっておりますので、不納欠損扱いできないと。ですから、積み上がっていく一方なんです。それに対して今現状幾らかということと、それと今後どういう形で回収していけるのか、いく見込みなんかという、その辺りもう少し詳しくお願いします。

西井委員長 油谷学校給食センター所長。

油谷学校給食センター所長 学校給食センターの油谷です。

先ほどのご質問の件で、今回お渡しした資料の給食材料費のところなんですけども、こちらのほうは、マイナスと出てる分につきましては発注に対しての支払額になりまして、本来、食材費としてこれだけ払う予定やったやつが、実際に購入した金額が予定よりも低かったがために、これだけの支払いがなかったというふうなところで表示をしております。負担が少ないというところは、学校給食負担金のところの歳入のマイナスの金額で表しております。

それとあと、続きまして未納の分につきましては、令和元年度の過年度の状況で最終的な未納額につきましては、過年度分が269万1,815円となっております。当初、令和元年度で、先ほど申しましたように、調定額が333万5,755円に対しまして収入額が64万3,940円となりまして、令和元年度の過年度分の未納金額が269万1,815円ということであります。令和元年度の現年度分につきましては、先ほど申しましたように、未納分につきましては45万1,400円となっております。それとあと、今現在、未納として残ってる金額、令和元年度の現年度分の未収分と過年度分の未収分の合計が314万3,215円となっております。すいません。申し訳ありません。よろしくお願いします。

それとあと、回収につきましては、未納者対策については学校との連携というのが不可欠でありまして、学校と連携して行っております。過年度の未納の保護者につきましては、卒業生についても給食センターから未納のお知らせを送付いたしております。在校生で過年度の未納がある保護者につきましては、昨年度につきましては校長先生同席の下、納付相談を行っております。その場で話し合っただけで納付の誓約書を出していただいていた分もあります。一応、大きく残ってる方につきましてはお話のほうをさせていただきまして、着実にこちらのほう納付誓約に基づいて納付いただけるようにこちらからも働きかけていきたいと思っております。

よろしくお願いします。

西井委員長 副委員長。

奥本副委員長 ご答弁ありがとうございました。最初のほうのこの材料費のキャンセル、材料費のところのマイナスというところは、これあくまで発注に対してこっだけ支払いが本来あったけどもなかったという意味であって、市の会計と全然関係ないということと理解いたしました。

その未納のところに関しても、トータルで314万円何がしの未納があるんですけども、今後いろんなね、学校の校長先生含めて、分納も、そういう体制も取っていかれるということなんですけど、やはり積み上がっていった状況で、過去のやつが動いてないというふうに取り除けるんですよ。せつかくさつき吉村委員もおっしゃったように、この休業期間中に給食センターとかもう少し時間かけられたら少なくなっただけかなと思ったんですけども、この辺おそらく、今後もっと収納厳しくなっていく状況にあるので、この未納のやつをどっかで何か処理

せんとあかん時期が来ると思うんですけども、その辺り今後どうしたらええのか、また並行して考えていただいて、それだけお願いしておきます。

ありがとうございました。

西井委員長 ほかに何かございますか。

谷原委員。

谷原委員 1つだけお聞きします。新型コロナウイルス感染症対策に関連してなんですけれども、就学援助費のことを内野委員もお聞きになりましたけれども、葛城市では家計急変した場合の就学援助費申請についてはどのようなになっているのかお聞きします。

西井委員長 吉井教育部長。

吉井教育部長 ただいまの谷原委員の質問でございますが、先日の一般質問の中でも一部お答えさせていただいたかと思いますが、当該年度の判断につきましてはなかなか難しい面がありますので、ちょっと実施は困難かというふうに考えております。

以上でございます。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 私も、そういうご答弁だったので、これちょっと参考までに申し上げておきますけれども、4月6日の衆議院決算行政監視委員会で我が党の宮本徹議員が、この家計急変世帯が増えてるということで、全自治体でこれらの世帯を就学援助の対象として周知することを求めたわけなんですけれども、萩生田文部科学大臣は大切なご指摘だということで、自治体にその旨働きかけたいということなんです、どうも自治体によってそういう制度があるところとないところがあるようです。残念ながら、葛城市では、家計急変の家庭に対してこの就学援助の制度がないということが先日のご答弁で分かりましたので、午前中から議論してまいりました、特に自営業の方、非正規雇用でひとり親家庭の方、要は10万円もらったり、持続化給金100万円、200万円もらったとしても、支出を抑えたいのがあるんです。本当にもう貯金を取崩して将来見通しが無い中で、大変な思いをしておられますので、国保税の減免、介護保険料の減免、これ政府が100%財源を出して手当とするという対策を打っております。就学援助費については、政府のほうがその旨の財源保障等どうかということもありますけれども、自治体によってはそういう形で、家計急変の家庭に対しても就学援助費で、特に給食費の問題は大きいございますので、市長、ぜひそういう対策を取っていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。これはもう市長しか答えられ……。副市長でも。

西井委員長 副市長。

溝尾副市長 現在、調査案件として、学校給食に関することについてだと思しますのでお答えは差し控えさせていただきますが、ご意見としては承りました。

西井委員長 よろしいですか。ほかに。この件はこのぐらいにさせてもらいたいと思っております。

次に、磐城小学校附属幼稚園周辺一帯整備についてを議題といたします。

本件につきましても、理事者より報告をお願いいたします。

吉井教育部長。

吉井教育部長 それでは、磐城小学校附属幼稚園改築工事についてご説明申し上げます。

まず、お手元に配付しておりますA3判7枚の資料を用意しておりますので、御覧いただきたいと思っております。

まずは、1ページの磐城小学校周辺一帯全体図におきましては、磐城小学校周辺の施設を計画的かつ一体的に整備していくという計画の下、この度の磐城小学校附属幼稚園改築工事を取り巻く施設の位置的に、またその範囲について示しております。

ページをめくっていただきまして、2ページの工程計画表では、令和元年6月に契約議決をいただき、まずは保育室6室及び職員室の建築を行う1期工事を、左半分の工程のとおり、計画どおり実施してまいりました。令和2年度では右半分になりますが、そちらのほうの工程で保育室3室及びリズム室等の建築を行う2期工事を実施しているところでございます。表中中央下の③の既存北園舎解体を終えまして、現在は表中④の6月の工程を進めているところでございます。

ページをめくっていただきまして、3ページの仮設計画ステップ図におきましては、その工程時期、それぞれの仮設状況や仮園庭の位置、また園児の動線を示しております。上段の①と②は1期工事として昨年度の実施済工程でありまして、次に今年度は③から⑥までを2期工事として実施予定で、現在は④の状態の中での施工の進行中でございます。

ページをめくっていただきまして、今、説明いたしましたステップ図④を拡大しました図が4ページの仮設計画図になります。この図の緑色の部分が1期工事分となりますので、上部の濃い灰色部分が2期工事部分となっております。

ページをめくっていただきまして、それ以後の5ページの平面図では2期工事で実施する建物の間取りを、6ページには建物それぞれの方向を見た外観を、そして7ページでは2期工事を終えた完成予想図ということになります。

以上が、1期工事を終えまして2期工事に入った現在の状況、そして完成に向けて今後の工事の予定でございます。

以上でございます。

西井委員長 ただいま説明願いましたこのことについて、何かご質問等はございませんでしょうか。

西川委員。

西川委員 これ、次、2期工事で、次の保育室があるところを解体して、それで、この木造園舎は前も何回も言うてるけど、これも耐震も何も全然、ここはもういつ壊れるか分からへんようなところを使うわけやろう。遊戯室とか保育室とか、これ使うわけやろう。前から言うてるけど、これ何かちょっとぐらいは筋交いを入れるとか、何かそういうふうなその補強的なことは、何か月使うんか知らんけれども、そういうことはやったんのかな。この下の保育室、これは何回も言うてるけれども、これ検査済証取ってないし違法な状態であるけれども、ただここは鉄骨やから、別にあんまりその地震とかそういう災害にはまあまあちょっとはあれやけれども、上、木造やろう、これ。それちゃんと筋交いを入れるなり何なり、ちょっとぐらいはさしたるのか、これ。これ地震がバーンと来たときに崩れてしまうような、これ早う解体せなあかんというようなこと大分前に出たあるはずやねけど、そこらはどう考えてんの、これ。手当てしたあんのかということや。

西井委員長 吉井部長。

吉井教育部長 教育部長の吉井でございます。

委員ご指摘いただきましたとおり、木造園舎につきましては、遊戯室のほうは時折行事等につきましては使っておりますが、保育室とありますところ等につきましては現在使っておりません。ただ、それに対する対策といたしましては、特には現状のまま使用させていただいております。

以上です。

西井委員長 西川委員。

西川委員 これ使っていないのですか。使わへんのか。

吉井教育部長 使っています。

西川委員 いや、上、解体するやろ。何か知らん、三角形か六角形かになってるその保育室を解体するのやろう、これから。違うのか。その保育室を解体したら、その保育室はどこへ持っていくのか。ここのこの鉄骨のところを持っていくのと違うのか。この新しいところで全部賄えんのか、もう今の緑のところ、緑のところ、全部賄うと。俺、よう分からんから説明してほしい。緑のところ、全部賄うて、既設のこの白いところはもう一切、これ書いてあるけど、保育室は書いてあるけど、使わへんのか。使うてんのやろう、これ。そやから、それでそのときに、ここに遊戯室や何やかんやいうてあるやんか。これ、幼稚園でも、遊戯室とかそういうようなもんは要んのやろう、これ。このときにこの木造のところは、もう一切出入口ピシャッと閉じて、それでもうここはもう使わへんねんというんか、使うのやったらちゃんと手当てしたあんのかと俺聞いているだけや、危ないから。ただ、この下の部分については、これは別にもともとから使うてんねんから、これ鉄骨やから、こんなもん耐震のやつは、耐震ぐらいのやつはいけんねやろう、普通。これ、出したらこれもあかん、出たあんのかどうか、俺知らんけれども、ただ、今、次、解体するやつは新しい緑のところへ移させて、それで次のやつ解体すんねん。それで賄えんのかと。それだけで賄えて、それでこの遊戯室や何やかんや子どもらが集まったり、そういうふうなところで使う場所がないから、集まる場所がないからこの木造のところを使うんか。使わへんのか、もう蓋して出入りできひんようにしてしもうてんのか。これは前からそこを聞いているわけや。使わへんねんやったら、もう解体を早うしてしもうたらええねやんか。ここは危ないて出たあんねやから。早う解体したらいいねん、ここ。そこを聞いているだけ。

西井委員長 吉井教育部長。

吉井教育部長 教育部長の吉井でございます。

保育室につきましては、現在、この緑の部分、新しく1期工事で建てましたところで全て使っております。遊戯室におきましては、先ほども説明しましたように2期工事で造るところですので、そこまではもともと使っておりますこの木造建物の遊戯室を使っております。

以上です。

西井委員長 西川委員。

西川委員 以上ですと、もう言いつ放しか。答えてないから、聞いていることに。

西井委員長 1点答えてないいうか……。

西川委員 いや、使うねやったら、ちゃんとその手当てぐらいは、専門業者おんねんから、きちっとはできんにしても、木造園舎やから筋交いを入れてみたり、いろんなそういうちょっとした手当てを、これはもう危ない、すぐいつ壊れるか分からんて出たあんねんから、それが役に立つかどうかは別にして、業者がおんねんから、ちょっとぐらいこの見目で分かるわけやから、そこに筋交い入れたり何かこうしといたほうがええなて、ちょっと手当てして使うほうがええでと前から言うてるわけやんか。ここら、いつ壊れるか分からんて出たあんねん、これもう。それ使うねやったら、そういう手当てをして使うてんのかと聞いてんねんやんか。これ、何か月ぐらいかこれ使うんやろう、そこを答えて。

西井委員長 吉井教育部長。

吉井教育部長 木造園舎の遊戯室につきましては、先ほど言いましたように、現在も行事等ありましたら使っております。ただ、それに対する対応は、現在、特にはしておりませんので、委員ご指摘いただきました形で何らかの対応をする等を考えてまいりたいと思います。

西井委員長 よろしいですか。ほかに何か、もうよろしいですか。本件につきましてもこの程度とさせていただきます。

最後にお諮りいたします。

ゴミの減量化に関する諸事項について、学校給食に関する諸事項について及び磐城小学校附属幼稚園周辺整備については、事業の進捗などに伴い随時委員会を開催し、審査を必要とすることから、議長に対してそれぞれ閉会中の継続審査の申出をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認め、よって、これら3つの調査事項については、議長に対してそれぞれ閉会中の継続審査の申出をいたします。

以上、本日の審査事項は全て終了いたしました。

ここで委員外議員から発言の申出があれば許可いたします。

西井委員長 川村議員。

(川村議員の発言あり)

西井委員長 次、増田議員。

(増田議員の発言あり)

西井委員長 これをもちまして委員外議員の発言を終結いたします。

早朝より厚生文教常任委員会、慎重審査をいただきましてありがとうございます。

本日、これをもちまして、厚生文教常任委員会を閉会いたします。

どうもご苦労さんでございました。

閉 会 午後4時37分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

厚生文教常任委員会委員長

西井 覚